

第6期 三春町障がい福祉計画

第2期 三春町障がい児福祉計画

(令和3年度から令和5年度まで)

障がいがあってもなくても、わけ隔てなく、
住み慣れた地域で、その人らしく暮らす。

令和3年3月

三 春 町

目 次

第 1 章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	県や国、本町の動向	1
3	計画の位置づけ	3
4	第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の内容	4
5	計画の基本方針	5
6	計画の期間	6

第 2 章 三春町の障がい者の現状

1	障がい者数の推移と傾向	
(1)	障がい者全体の推移と傾向	8
(2)	身体障がい者の推移と傾向	9
(3)	知的障がい者の推移と傾向	9
(4)	精神障がい者の推移と傾向	10
(5)	自立支援医療受給者証所持者の推移と傾向	10
2	障がい児の推移と傾向	
(1)	障がい児全体の推移と傾向	11
(2)	身体障がい児の推移と傾向	12
(3)	知的障がい児の推移と傾向	12
(4)	特別児童扶養手当受給者の推移	13

第 3 章 令和 5（2023）年度までに重点的に取り組む目標

1	福祉施設から地域生活への移行	14
2	精神障がい者にも対応した地域包括システムの構築	16
3	地域生活拠点等有する機能の充実	17
4	福祉施設から一般就労への移行等	18
5	相談支援体制の充実・強化等	20
6	障がい福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築	20
7	障がい児相談支援体制の充実・強化等	21

- 8 障がい児通所支援の提供体制の充実・強化等・・・・・・・・・・22
- 9 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・22

第4章 障がい福祉サービス等の成果目標と確保策

- 1 訪問系サービス・・・・・・・・・・25
- 2 日中活動系サービス・・・・・・・・・・27
- 3 居住系サービス・・・・・・・・・・30
- 4 相談支援・・・・・・・・・・31
- 5 障がい児支援（児童福祉法に基づく）・・・・・・・・・・32
- 6 地域生活支援事業（市町村必須事業）・・・・・・・・・・34
- 7 地域生活支援事業（任意事業）・・・・・・・・・・39

第5章 計画の円滑な推進

- 1 計画目標の達成に向けた推進体制・・・・・・・・・・42
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・44

資料編

- 三春町障がい福祉サービスに関するアンケート調査結果《障がい者編》・・・・・・・・・・1
- 三春町障がい福祉サービスに関するアンケート調査結果《障がい児編》・・・・・・・・・・35

「障害」と「障がい」の表記について

この計画書では「障がい」と表記していますが、国の法律等で「障害」を表記している場合は、そのまま表記しているため混在しています。

「障がいのある方」の表記について

この計画書では「障がいのある方」の表記は障がい者と障がい児の両方、「障がい者」の表記は18歳以上の障がい者のみ、「障がい児」の表記は18歳未満の障がい児のみの意味を表しています。

SDGs（持続可能な開発目標）との関連付け

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2001年に策定されたMDGs（ミレニアム開発目標）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際的な目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、国としても積極的に取り組みを進めています。

三春町障がい福祉計画・三春町障がい児福祉計画を推進することでSDGs達成に向けた取り組みを推進することに資すると考えられることから、SDGsにおける17のゴールを関連付けて取り組んでいきます。



【本計画に関連するSDGs】

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、国においては障害者制度の集中的な改革を推進してきました。平成23年8月には、「障害者基本法」の一部改正により、共生社会の実現が法律に明記され、平成24年10月には「障害者虐待基本法」の施行、そして平成26年4月には、障害者の日常生活・社会生活への支援を総合的かつ計画的に行うための「障害者総合支援法」が完全施行されるなど、障がい者施策は大きく転換してきました。

こうした状況の中、平成18年度に施行された「障害者自立支援法」では、市町村に障がい福祉サービスの提供体制の確保を目的として「障がい福祉計画」の策定が義務づけられました。

また、平成28年度に成立した「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では市町村において障がい児福祉計画を策定することが定められました。

2 国や県、本町の動向

平成18年の「障害者自立支援法」の施行から5年を経て、平成23年8月には、障害者基本法が改正され、その趣旨として障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられました。また、平成25年4月には障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）として改正施行されました。同じく平成25年には、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）が成立し、さらに「障害者の雇用の促進等に関する法律」（「障害者雇用促進法」という）が改正されるなど、国内法の整備されたことから、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。平成18年12月国連採択。）を日本も締結しました。

引き続き平成28年6月に障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの

多様化に決め細やかな対応をするための支援の充実を図ることになりました。

福島県においては、平成18年度から平成20年度を第1期とする障がい福祉計画を策定し、現在第5期を迎え市町村と連携して障がいのある方の地域生活を支える「障がい福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう推進してきました。

東日本大震災・原子力災害から10年が経過し、今なお影響が続いている状況を踏まえ、国の指針に基づき障がいのある方が地域で安心して生活できる環境が整った社会の実現を目標に、これまでの計画達成状況や、今後想定される障がい福祉サービス等のニーズを踏まえ、「第6期福島県障がい福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）」の策定を行います。

当町では、平成29年に「第3期三春町障がい者計画」を策定し、障害の有無にかかわらず全ての人が社会の対等な構成員として人格を尊重され、自己選択と自己決定のもとにあらゆる活動に参加できるノーマライゼーション社会の実現に向けて、障害者施策を総合的に推進してきました。

さらに、国や県の動向と歩調を合わせ、障害者や家族、支援者等の多くの住民参加のもとに「第5期三春町障がい福祉計画及び第1期三春町障がい児福祉計画」を策定し、施策を推進しています。

また、障害のある方が地域において安心して暮らせるよう、地域生活に関わる現状や課題等を検討する協議の場として、平成20年に「地域自立支援協議会」を設置し、地域における支援体制を整備しています。

3 計画の位置づけ

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に規定されているサービスを計画的に整備することを目的として、市町村及び都道府県がそれぞれの実情に基づき策定するものです。第6期は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の計画として策定します。

障がい児福祉計画とは、児童福祉法に規定されるサービスを計画的に整備することを目的に、平成30（2018）年度から市町村及び都道府県に策定が義務付けられました。第2期は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間の計画として策定します。

また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画ともに「第7次三春町長期計画」を上位計画とし、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」等の関連計画と、整合性・連携を図るとともに、障害者基本法に基づく「三春町障がい者計画」において障がい者施策全般の方向性を決め障がい者のある方への福祉サービスの必要な量の見込と見込量の確保・提供するための具体的な方策を示します。

4 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の内容

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、障がい者の高齢化・重度化・多様化や障がい者を支える家族の高齢化、障がい児支援のニーズの多様化、さらに共生社会の実現に向けた取り組みを推進する視点に立ち、次の事項を成果指標として定めます。

■ 令和5（2023）年度までに重点的に取り組む目標

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括システムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑥ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築
- ⑦ 障がい児相談支援体制の充実・強化等
- ⑧ 障がい児通所支援の提供体制の充実・強化等
- ⑨ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実・強化等

■ 障害者総合支援法に基づくサービスの必要な見込量と確保策

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの各年度における指定障がい福祉サービス及び指定相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

■ 児童福祉法に基づくサービスの必要な見込量と確保策

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの各年度における指定通所支援または指定障がい児相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

■ 地域生活支援事業等の実施に関する事項

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

5 計画の基本方針

【基本理念】

本町では、障がい者計画で位置づけている理念を障がい福祉計画・障がい児福祉計画においても共通の理念として掲げ、障害福祉施策の推進に取り組んでいきます。

障がいがあってもなくても、わけ隔てなく、 住み慣れた地域で、その人らしく暮らす。

長期計画及び障がい者計画における基本目標を踏まえ、この計画では第5期に引き続き次の3つを基本方針として福祉施策を推進していきます。

◇ 地域でともに生活できるまち ◇

「障がいを持つ人も持たない人も、だれもが家庭や住みなれた地域においてともに生涯安心して暮せるような地域福祉社会の実現」をめざします。

そのために、地域住民を対象とした障がいのある方に関する理解促進のための啓発事業を推進します。

◇ 生涯を通じての継続的な支援 ◇

乳幼児期の発達支援や療育支援から生涯を通じて、その人にあったサービスや支援を受けることにより、安心して暮らせるまちを目指します。

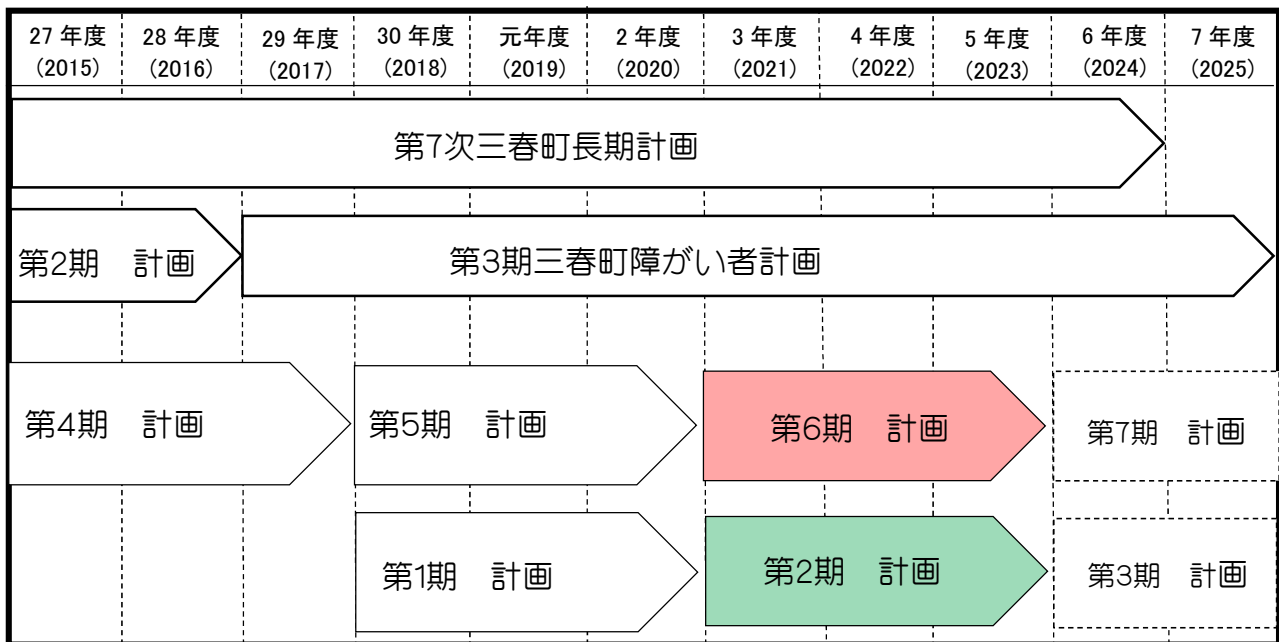
そのために、相談支援体制を充実させるとともに、県及び関係機関、民間事業者などと連携し、町若しくは圏域として自立支援のためのサービス基盤の充実を促進します。

◇ 生き生きと生活できるまち ◇

障がいの有無にかかわらず、誰もが人間として尊重され、それぞれの個性や能力を活かし、様々な分野に主体的・自立的に参加できる地域社会をめざします。そのために、就労や地域活動の支援の更なる充実を図ります。

6 計画の期間

この計画の期間は、国の基本指針により、令和2年度から令和5年度までの3年間とします。なお、三春町障がい福祉計画は、平成18年度から始まり、今回が第6期計画となり、三春町障がい児福祉計画は、平成30年度から策定が義務化され、今回が第2期計画となります。



第 7 次 三 春 町 長 期 計 画

将 来 像

「豊かな自然・歴史・文化に生まれ未来に輝く元気なまち 三春」
～いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり～

第 3 期 三 春 町 障 がい 者 計 画

(計画期間)

平成 29 年度から令和 7 年度まで

(根拠法令)

障害者基本法第 11 条の第 3 項

(計画の性格)

障がい者施策の基本的方向を総合的、体系的に定める計画

(計画の内容)

- 自立生活を可能にする生活環境の整備
- 啓発活動と社会参加の促進
- とともに支え合う地域福祉の推進
- 自立生活を支えるサービスの充実

① 第 8 次 三 春 町 高 齢 者 福 祉 計 画

② 第 8 期 三 春 町 介 護 保 険

(計画期間)

令和 3 年度から令和 5 年度まで

(根拠法令)

① 老人福祉法第 20 条の 8

② 介護保険法第 117 条

(計画の性格)

- ① 老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画
- ② 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画



第 6 期 三 春 町 障 がい 福 祉 計 画

(計画期間)

令和 3 年度から令和 5 年度まで

(根拠法令)

障害者総合支援法第 88 条第 1 号

(計画の性格)

障がい福祉サービスの必要な見込量と提供体制の確保に関する計画

(計画の内容)

- 成果目標（数値目標）の策定
- 各種障害福祉サービスの見込み量と地域生活支援事業等の見込み量の策定等

第 2 期 三 春 町 障 がい 児 福 祉 計 画

(計画期間)

令和 3 年度から令和 5 年度まで

(根拠法令)

児童福祉法第 33 条の 20

(計画の性格)

障がい児福祉サービスの必要な見込量と提供体制の確保に関する計画

(計画の内容)

- 成果目標（数値目標）の策定
- 各種障害福祉サービスの見込み量と地域生活支援事業等の見込み量の策定等

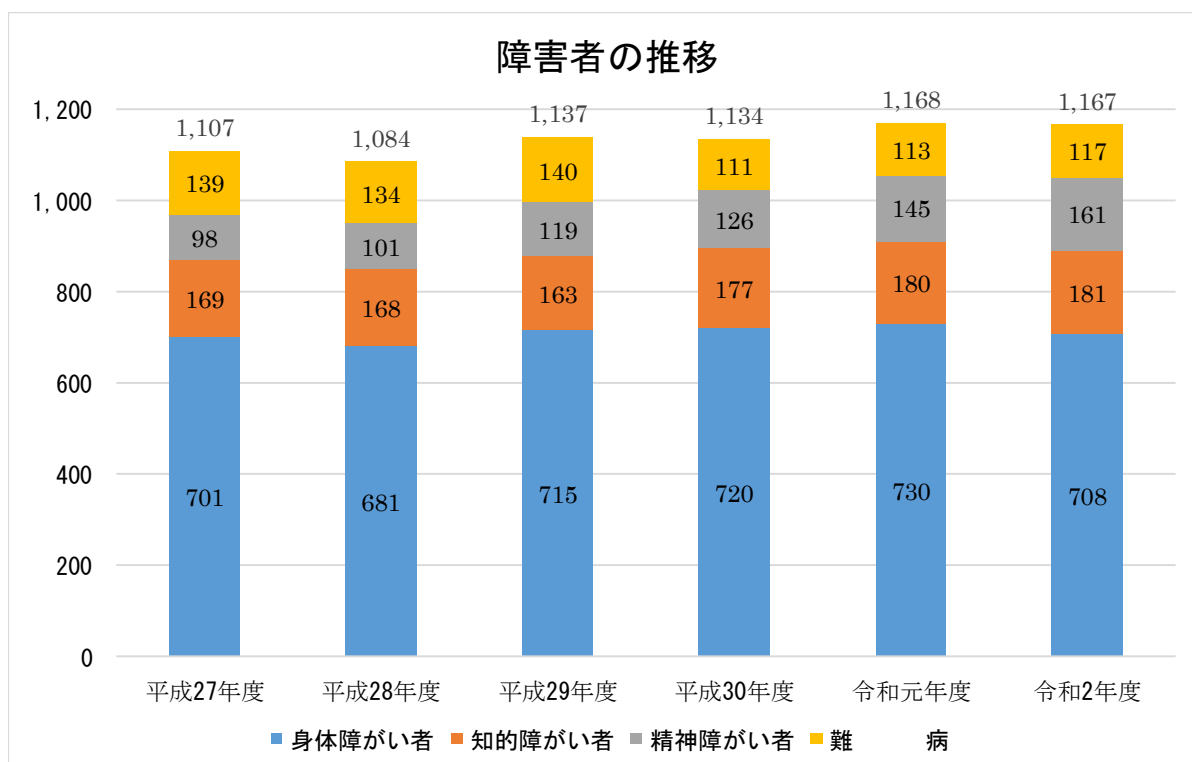


第2章 三春町の障がい者の現状

1 障がい者数の推移と傾向

(1) 障がい者全体の推移と傾向

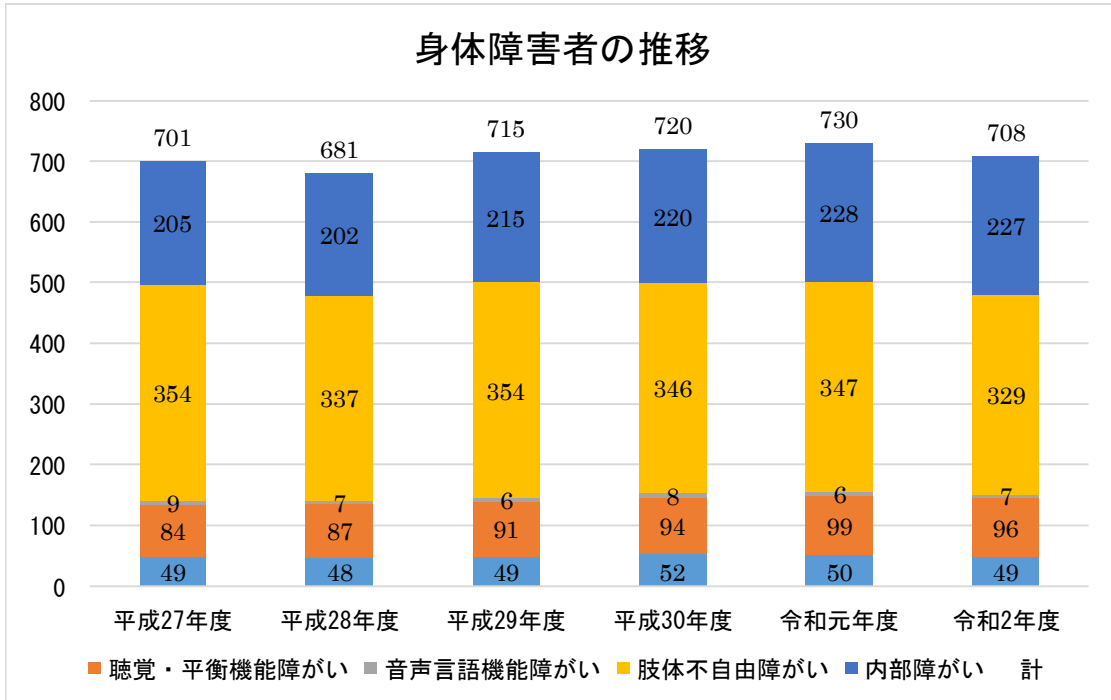
障がい者の推移を見ると、若干増加しており、令和2年度においては、難病認定者を含め、1,167人となっています。精神障がい者の増加が顕著であり、平成27年度と比較し、63人増加しています。



年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人 口	17,098	16,863	16,761	17,823	17,613	17,433
障がい者数	1,107	1,084	1,137	1,134	1,168	1,167
身体障がい者	701	681	715	720	730	708
知的障がい者	169	168	163	177	180	181
精神障がい者	98	101	119	126	145	161
難 病	139	134	140	111	113	117
自立支援医療受給者証 所持者(精神通院)	224	239	261	272	275	313

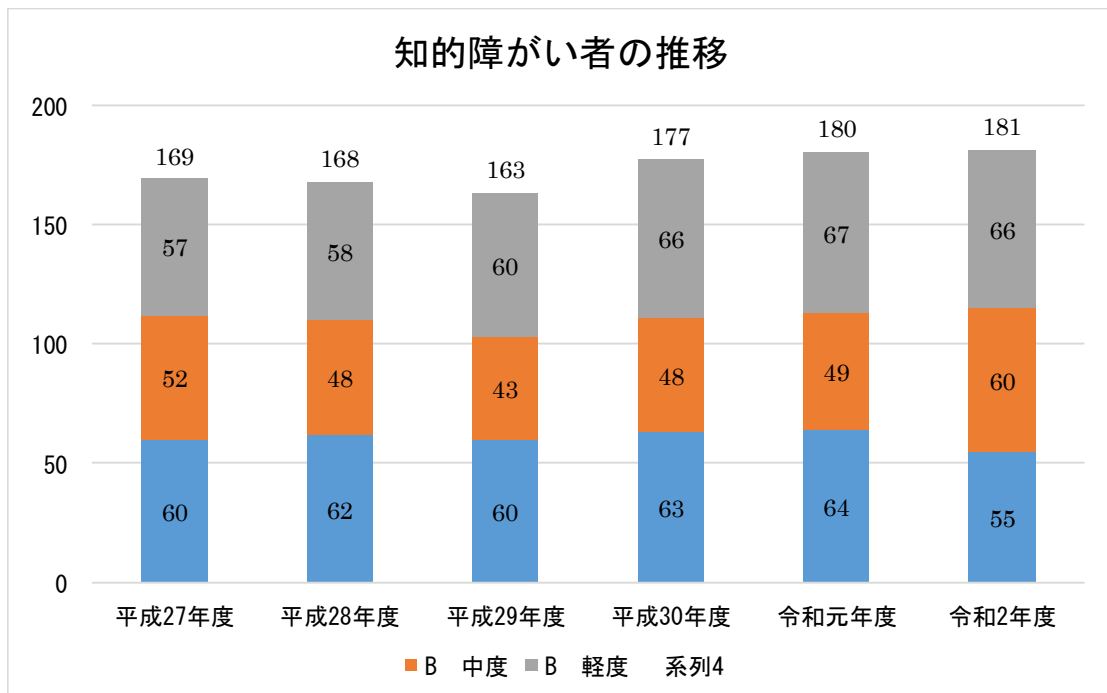
(2) 身体障がい者の推移と傾向

身体障がい者の推移を見ると、令和2年度においては、708人となっています。肢体不自由障がいは平成27年度比較し減少しています。内部障がい者には腎臓機能障がいが多いため、増加傾向にあります。



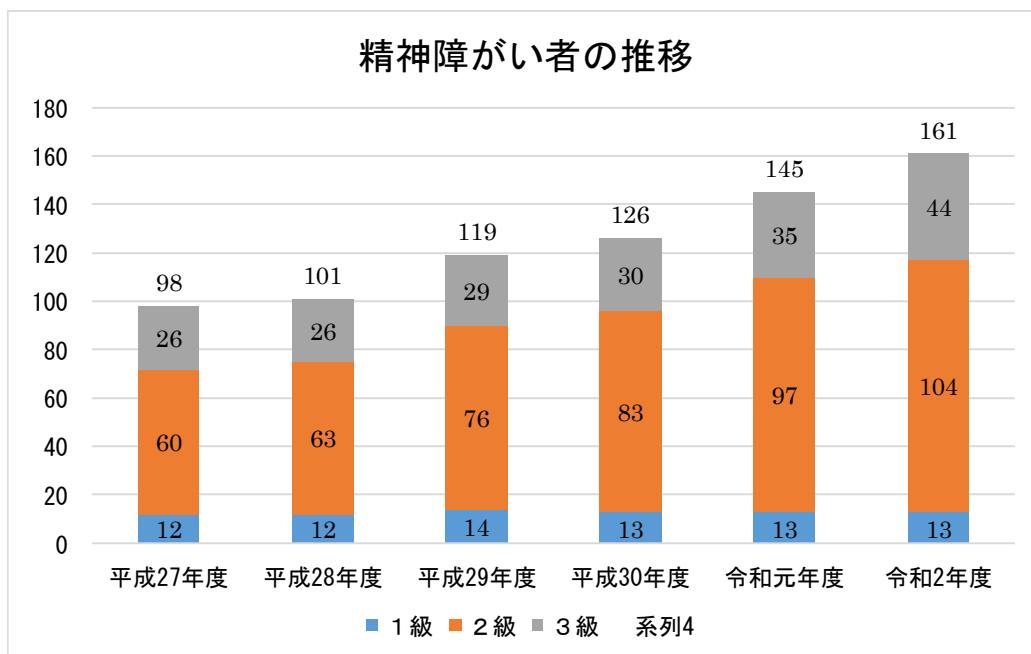
(3) 知的障がい者の推移と傾向

知的障がい者の推移を見ると、令和2年度においては181人となっており、減少傾向にあったものの、平成30年度から微増しています。



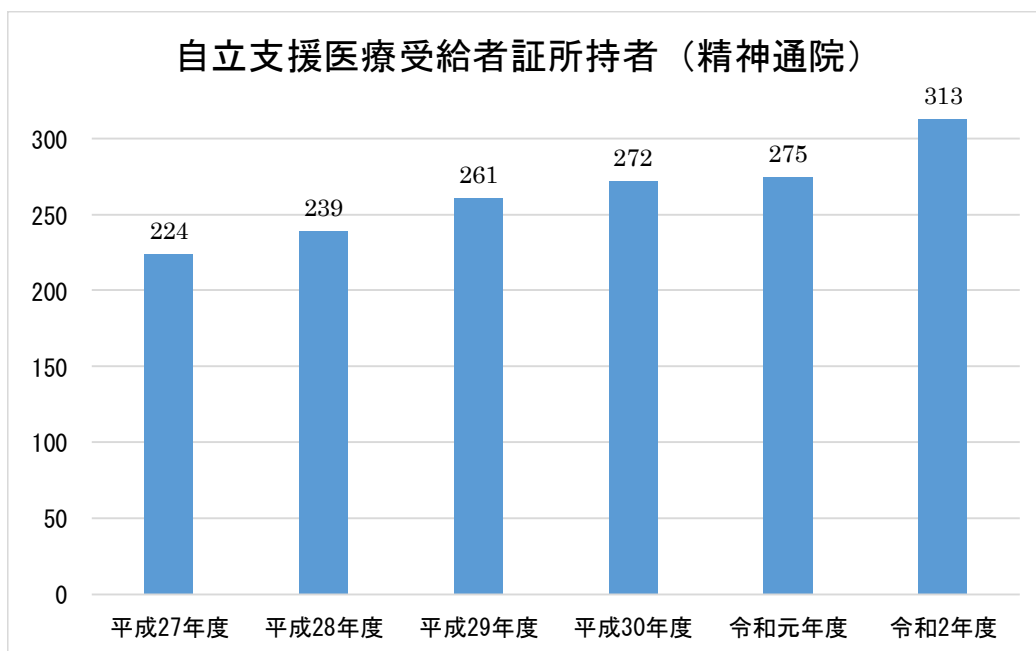
(4) 精神障がい者の推移と傾向

精神障がい者の推移を見ると、令和2年度においては161人となっています。他の障がいと比較し、増加が顕著であり、平成27年度に比べて63人増加（伸び率：164%）となっています。また、認定別に見ると、2級が最も多く増加しています。



(5) 自立支援医療受給者証所持者の推移と傾向

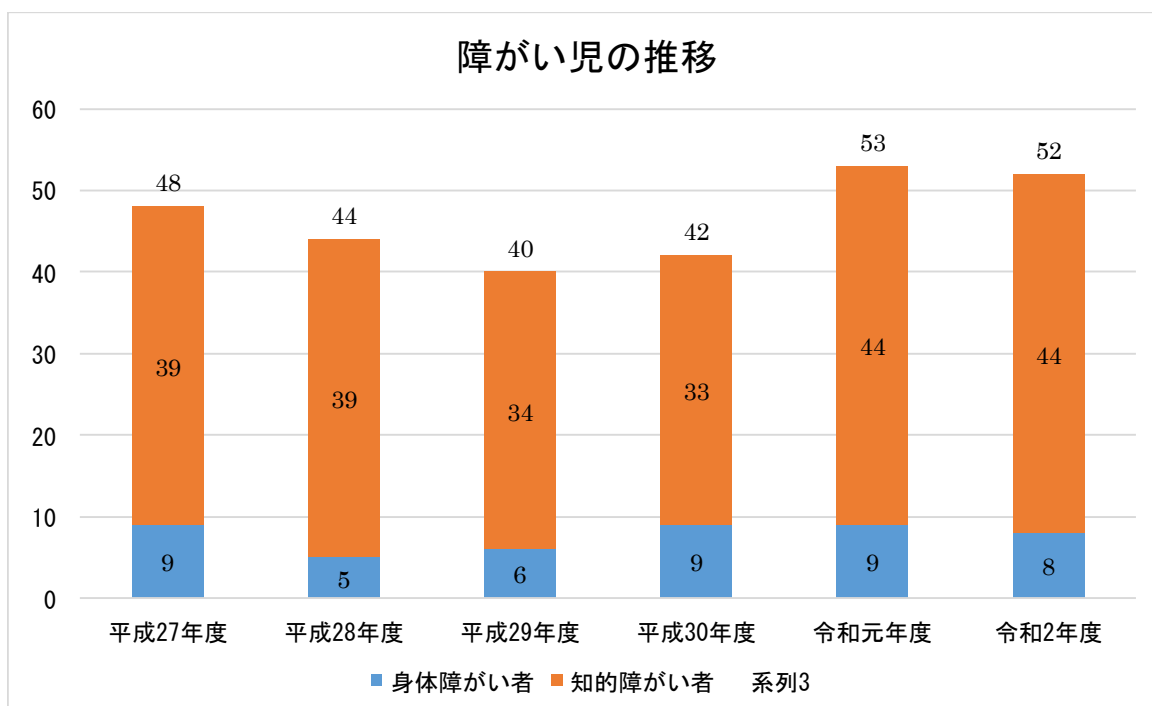
自立支援医療受給者証所持者の推移を見ると、令和2年度は313人となっています。精神障がい者の増加と比例し増加傾向にあります。平成27年度と比較すると89人増加（伸び率：139%）となっています。



2 障がい児の推移と傾向

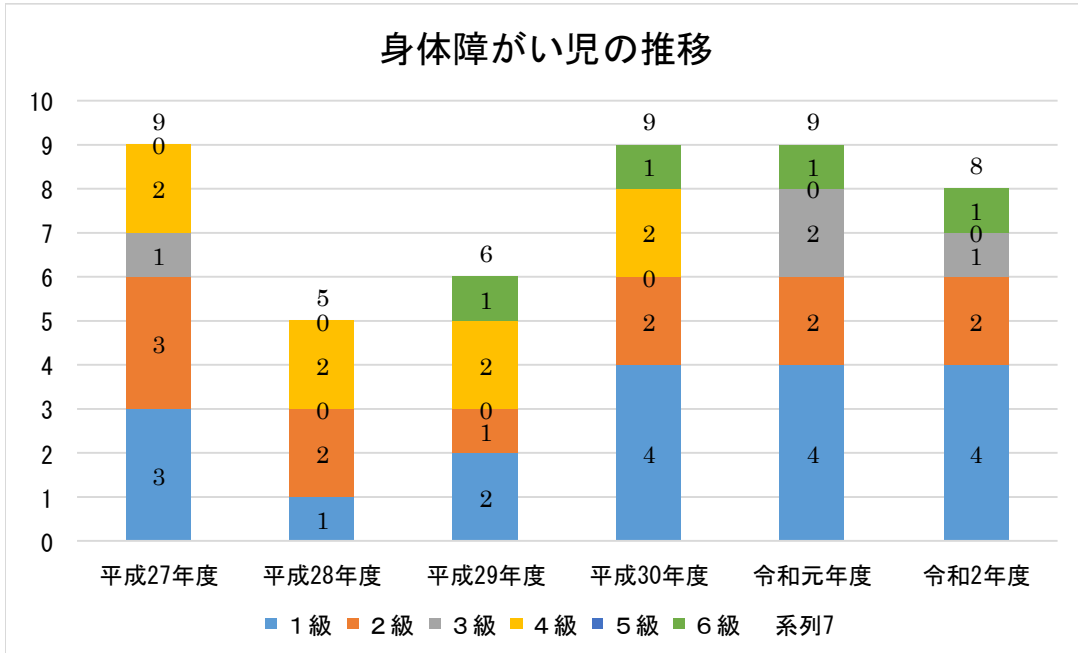
(1) 障がい児全体の推移と傾向

手帳を所持する障がい児は、令和2年度において52人となっており、平成29年までは減少傾向でしたが、平成30年度からは増加となっています。発達の遅れや気になる行動があったとしても、障がい者手帳を取得するとは限らず、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どもがいると推測されます。



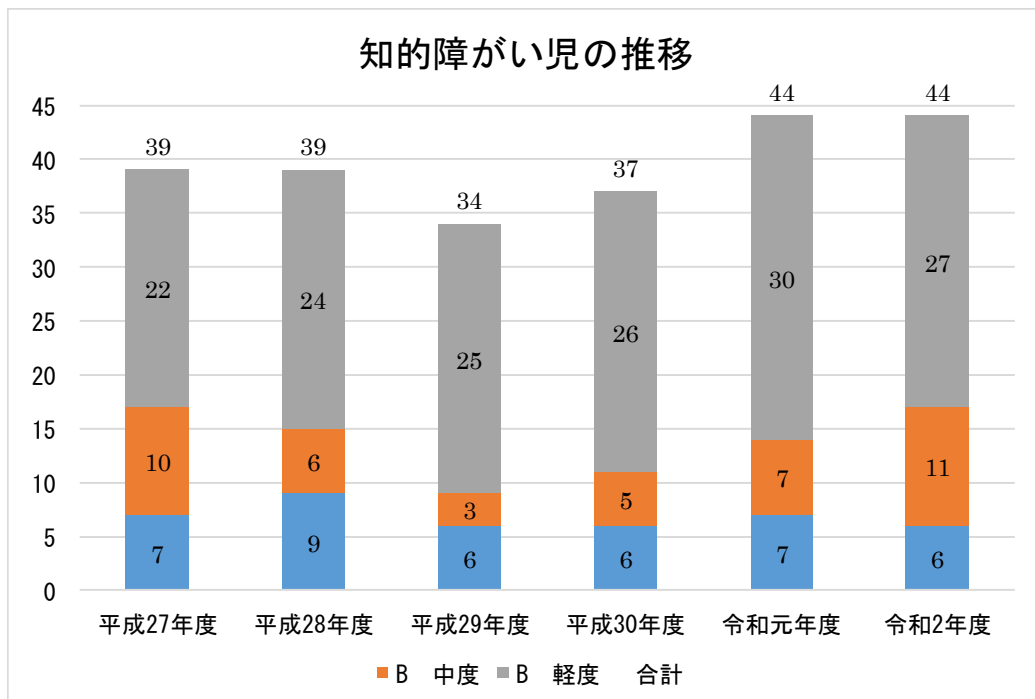
(2) 身体障がい児の推移と傾向

身体障がい児の推移を見ると、令和2年度は8人となっています。認定別に見ると1、2級の占める割合が多くなっています。



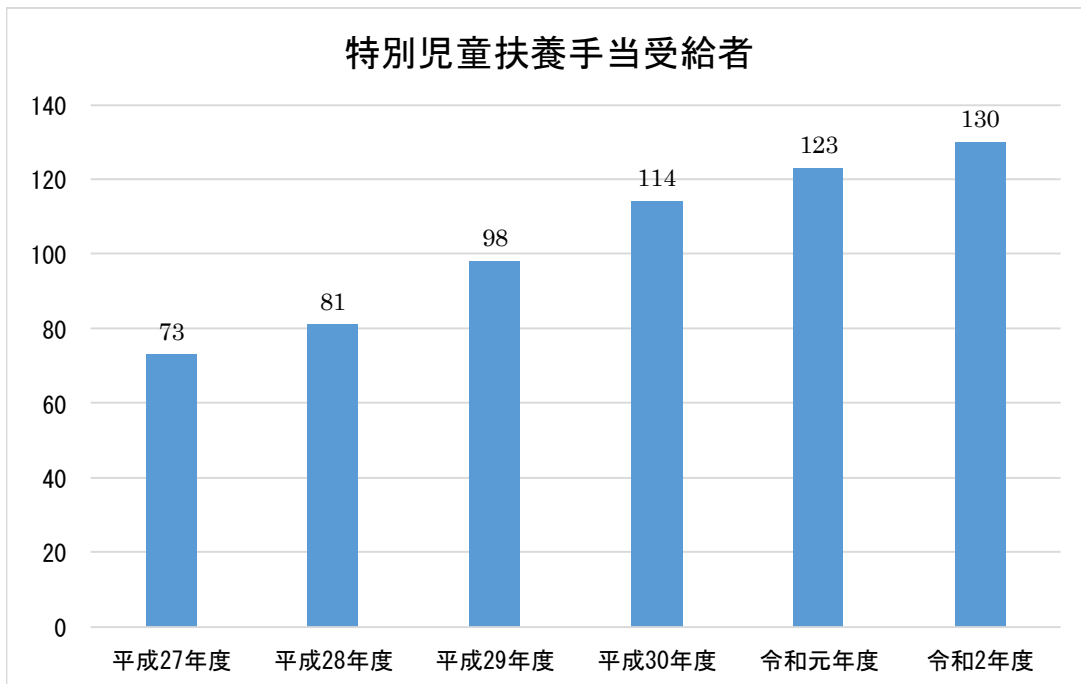
(3) 知的障がい児の推移と傾向

知的障がい児の推移を見ると、令和2年度においては44人となっています。認定別に見るとB 軽度が多くなっているが、B 中度が平成30年度から増加傾向にあります。



(4) 特別児童扶養手当受給者の推移

特別児童扶養手当受給者の推移を見ると、令和2年度は130人となっています。手帳の所持と比較し、増加が顕著であり平成27年度に比べて57人増加（伸び率：178%）となっています。



第3章 令和5（2023）年度までに重点的に取り組む目標

第6期三春町障がい福祉計画では、施設に入所している障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行を進めるため、令和5年度末を目標年度とし、国の基本方針を参考に本町の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がい者の自立に向けた地域移行を推進します。

1 福祉施設から地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

《第5期の進捗状況》

第5期障がい福祉計画では、①令和2年度末までに平成28年度末時点の施設入所者数（18人）の11%（2人）が地域生活に移行することを目標としました。

入所施設から地域移行

令和2年度末までの目標	令和元年度末までの実績	令和元年度末までの進捗率
2人	0人	0%

地域移行者数については、入所者の重度化・重複化が進んでおり地域移行が難しい層が多いことから目標達成は厳しい見込みです。また、これまで地域生活をしてきた障がい者も、本人やご家族の高齢化が進んだことにより、施設入所を希望する方が多くなっています。

《第6期の目標と考え方》

【目標】

第6期障がい福祉計画では、①令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数(19人)の11%（2人）を地域生活に移行することを目標とします。②令和元年度末時点の施設入所者から削減数については、本町の入所施設の定員が少ないことを鑑み、現状の水準を維持します。

項目	数値	備考
令和元年度末時点の入所者数 (A)	19人	
【目標値①】(B) 入所施設からの地域移行	2人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する方の目標数
新たな入所施設利用者数 (C)	1人	令和5年度までに新たに入所施設利用が必要な方の見込み数
令和5年度末の入所者数 (D)	18人	令和2年度末の利用者見込み数 (A-B+C)
【目標値②】(E) 施設入所者の削減数	1人	差引削減見込み数 (A-D)

【考え方】

- 目標値①の地域移行者数については、第5期での目標達成は厳しいことから、引き続きグループホーム等の受け入れ体制の充実に努め、入所施設から地域への移行に向けた取り組みを積極的に進めていきます。
- 目標値②の施設入所者数については、引き続き地域移行に向けた取組を積極的に進めていくものの、当町の施設数がないことや、施設への入所による支援がふさわしい障がい者も多くいることを踏まえ、上記の目標値とします。

《目標達成のための方策》

- 障がい者相談支援事業所のあり方検討、短期入所の拡充、ヘルパーの拡充、地域生活支援拠点の充実を行い、地域生活を支える体制を強化します。
- 地域における生活の場（グループホームなど）と日中活動の場（通所施設など）の整備を進めます。
- 入所者の高齢化や重度・重複障がいの受入に対応できるグループホームの整備の必要性を民間事業者に働きかけ、地域で暮らしていける体制づくりを進めます。

2 精神障がい者にも対応した地域包括システムの構築

(1) 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がい者にも対応した地域包括システム」を前期計画に引き続き構築を進めます。

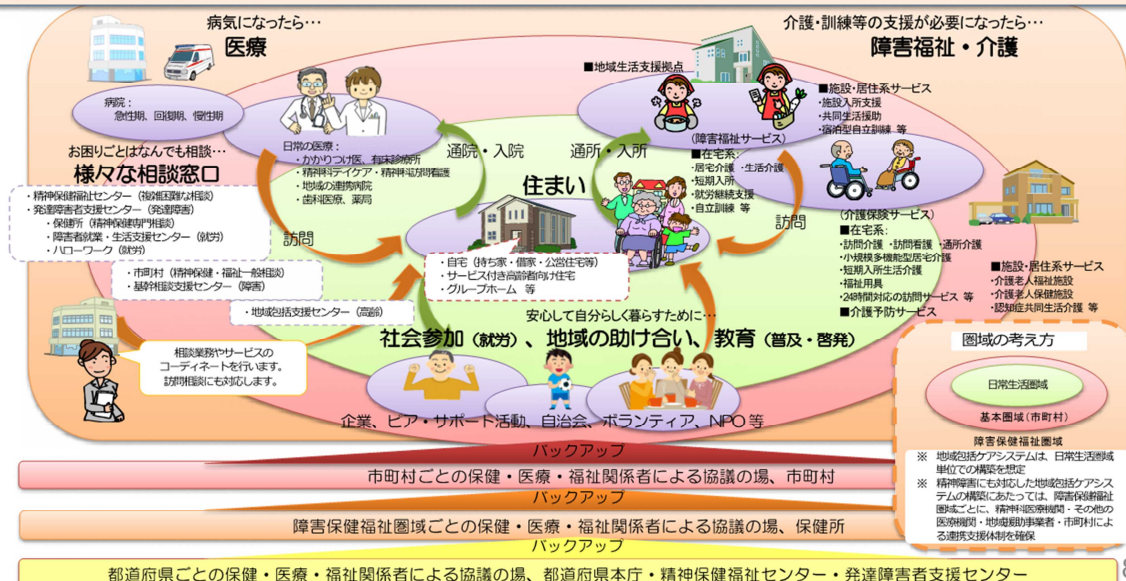
《第6期の目標》

【目標】

	設置数	説明
目標値	1	協議会や専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置数

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していく必要がある。



本計画では、三春地区、沢石地区、要田地区、御木沢地区、岩江地区、中妻地区、中郷地区の7地区を日常生活圏域と捉え、各地区民生委員や7つの生活圏域にあるまちづくり協会保健福祉関係部会等と連携して、地域で暮らし続けるために必要な住民同士の支え合い（ナチュラルな資源）の発見や育成に取り組めます。

また、地域で暮らしていくための生活上のさまざまな問題や課題を集約して、社会福祉協議会や行政などの関係機関へつなぐことにより、問題解決のため

必要なインフォーマルな資源の開発など、地域包括ケアシステムの構築に必要な活動を行います。

(2) 精神病床における早期退院率の設定

精神障がい者にも対応した地域包括システムの場合において、地域移行に取り組む協議を行い、国の基本指針に基づく以下に掲げる令和2年度末における入院後3ヶ月時点、6ヶ月時点及び1年時点の退院率に向けて早期退院を目指します。

《第6期の目標》

【目標】

	目標値 3ヶ月時点	目標値 6ヶ月時点	目標値 1年時点
退院率	69%	86%	92%

3 地域生活拠点等が有する機能の充実

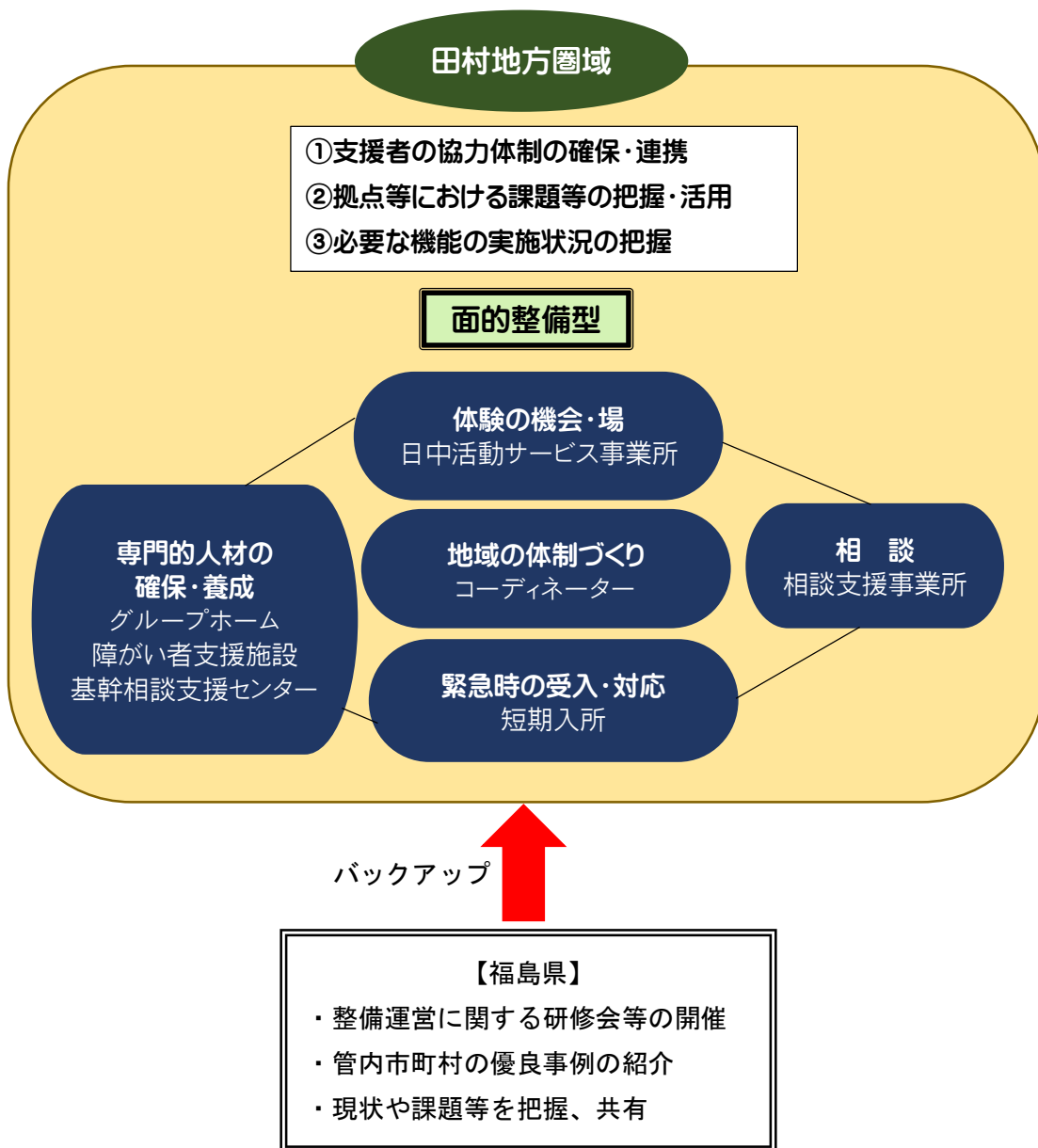
障がい者の地域生活を支援する機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の集約等を行う拠点を整備します。

《第5期の進捗状況》

第5期障がい福祉計画では地域生活拠点を令和2年度までに町内に1カ所設置することを目標としていましたが、地域生活への移行、親元からの自立に関する相談、一人暮らし、グループホームへの入居体験や場の提供、ショートステイの拡充などによる緊急時の受け入れ体制の確保、人材育成による専門性の確保及びサービス拠点整備やコーディネーターの配置による体制を構築するためには広域的な整備が必要との認識から協議を進め、令和3年度より業務を開始する田村地域を圏域とする地域生活拠点等を整備することができました。

《第6期の目標と考え方》

地域生活拠点等の機能充実のため、年1回以上運用状況の検証を行います。



4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進します。

《第5期の進捗状況》

第5期障がい福祉計画では、令和2年度の年間一般就労者数については、平成28年度の実績（1人）の1.5倍である2人とし、令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数については平成28年度の利用者数（1人）の2割

増である2人とした。また、令和2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数は国の指針に基づき1カ所を目標としました。

	目標値	平成30年度の実績	令和元年度の実績
①令和2年度の年間一般就労者数	2人	0人	0人
令和2年度末の就労移行支援事業所の利用者数	2人	1人	0人
③令和2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業者数	1人	0人	0人

《第6期の目標と考え方》

過去の実績及び国の指標を踏まえ、次のとおり目標を設定することとします。

【目 標】

項 目	数 値
【目標値①】 令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数	2人
【目標値②】 令和5年度の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数	1人
【目標値③】 令和5年度の就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数	1人
【目標値④】 令和5年度の就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数	1人
【目標値⑤】 令和5年度の就労定着支援事業を利用して一般就労する利用者者数	1人
【目標値⑥】 令和5年度の一般就労への移行者全体に占める就労定着支援事業を利用して一般就労する利用者数の割合	50%
【目標値⑦】 令和5年度の就労定着支援事業者数	1事業所
【目標値⑧】 一般就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	1事業所

《目標達成のための方策》

○民間企業等における就労体験や職場実習を通じて、就労意欲の喚起や就労に向けた支援を促進します。

○就労移行支援事業所等の就労支援事業により福祉施設から一般就労への移行を促進します。

5 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化に向けた取り組みを進めます。

《第6期の目標と考え方》

【目標】

相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターを田村地方圏域で設置をし、充実・強化を図ったが、町内相談支援事業所の相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、これら事業所を援助するなど相談支援体制の充実に向けた取組を行っていきます。

項目	数値	備考
【目標値①】 相談支援事業所の情報共有の場の確保	月1回以上	毎月第2木曜日に開催
【目標値②】 相談支援専門員の研修	年1回	福島県等の研修を積極的に受講するよう促す
【目標値③】 相談支援事業所の拡充	1	令和5年度末まで指定相談支援事業所を1事業所追加指定できるよう促す

【考え方と目標達成のための方策】

- 相談支援事業所における相談支援専門員の負担が大きくなっていることから、事業所間の情報交換、共有の場を設け、相談支援専門員の充実を図る。
- 年1回の相談支援専門員研修を促し、相談員の確保に務める。
- 指定相談支援事業所の申請ができるよう、自立支援協議会事業所部会部会員へ働きかけを行う。

6 障がい福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させる取り組みとして、職員が障がい者総合支援法の具体的内容の理解を深め、障がい福祉サービスの利用状況を把握し、障がい者が真に必要とするサービスが提供できているのかの検討を行います。

項 目	数 値
【目標値①】 福島県等が実施する各種研修の活用	年1回以上

【考え方と目標達成のための方策】

- 障がい福祉サービスの質の向上のためには、職員の障がい福祉サービスに対する知識の向上が必要であるため、福島県等が開催する研修会等に積極的に参加し、知識の向上に努めます。

7 障がい児相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談体制の強化に向けた取り組みを進めます。

《第6期の目標と考え方》

【目標】

相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターを田村地方圏域で設置をし、充実・強化を図ったが、町内相談支援事業所の相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、これら事業所を援助するなど相談支援体制の充実に向けた取組を行っていきます。

項 目	数 値	備 考
【目標値①】 相談支援事業所の情報共有の場の確保	月1回以上	毎月第2木曜日に開催
【目標値②】 相談支援専門員の研修	年1回	福島県等の研修を積極的に受講するよう促す
【目標値③】 相談支援事業所の拡充	1	令和5年度末まで指定相談支援事業所を1事業所追加指定できるよう促す

【考え方と目標達成のための方策】

- 相談支援事業所における相談支援専門員の負担が大きくなっていることから、事業所間の情報交換、共有の場を設け、相談支援専門員の充実を図る。
- 年1回の相談支援専門員研修を促し、相談員の確保に務める。

- 指定相談支援事業所の申請ができるよう、自立支援協議会事業所部会部会員へ働きかけを行う。

8 障がい児通所支援の提供体制の充実・強化等

町内に居住する障がいのある児童が県中障がい保健福祉圏域内に設置する児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の利用において十分なサポートが受けられるように、関係機関等と協議し利用促進の充実を図ります。

【目標】

項目	数値	備考
【目標値①】 児童発達支援センターの利用件数	5	令和5年度末までの児童発達支援センターの利用件数
【目標値②】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1	令和5年度末までに整備する保育所等訪問支援を実施する事業所の箇所数

【考え方】

- 目標値①については、児童発達支援センターの利用について、具体的な方策の検討、調整を行います。
- 目標値②については、保育所等訪問支援を実施する関係機関との具体的な方策の検討、調整を行います。

《目的達成のための方策》

- 目標値①については、児童発達支援センターの利用に向けて、関係機関と具体的な方策の検討、調整を行います。
- 目標値②については、関係機関と協議を開催することなど、保育所等訪問支援を実施する具体的な方策の検討、調整を行います。

9 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実・強化等

(1) 重症心身障がい児を支援する事業所の整備

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の利用を希望する重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるような体制を構築する

ため、関係機関等と協議し利用促進の充実を図ります。

※重症心身障がい児とは、重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した児童をいいます。

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とします。

また、医療的ケア児に関するコーディネーターの委嘱または養成研修により配置に努めます。

※医療的ケア児とは、病院以外の場所でたん吸引や、経管栄養、人工呼吸器等の医療機器を使用し、生きていく上で医療的援助が必要な児童をいいます。

【目標】

項目	数値	備考
【目標値①】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1	令和5年度末までに整備する重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の箇所数
【目標値②】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1	医療的ケア児支援のための協議の場の設置
【目標値③】 医療的ケア児に関するコーディネーターの委嘱または養成	1	基幹相談支援センター圏域での配置に努める。

【考え方】

- 目標値①については、新規事業所の設置を検討、調整し支援可能な事業所の拡充を図ります。
- 目標値②については、医療的ケア児支援のための方策をより充実させるために引き続き、医療、保健、福祉、教育の関係者で構成される協議の場を設置します。

《目的達成のための方策》

- 目標値①については、医療的ケア児を含む重症心身障がい児の実情や課題を踏まえ、重症心身障がい児を支援する事業所の新規参入を促す手法を

検討いたします。

- 目標値②については、自立支援協議会子ども部会で、医療的ケア児の実情把握を行うとともに地域の支援体制に関する課題や情報交換を行い、地域の実情に応じた体制整備について協議します。
- 目標値③については、活用できる人材資源が限られていることから、基幹相談支援センター圏域での設置を検討する。

第4章 障がい福祉サービス等の成果目標と確保策

1 訪問系サービス

《サービスの概要》

サービス名		内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	移動時、それに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄、食事等の介護その他外出する際に、必要となる援助を行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために、必要な支援、外出支援を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

《第5期の進捗状況》

サービス名称	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	人/月	19.0	20.8	20.0	22.3	21.0	23.1
	時間/月	160.0	200.8	170.0	204.3	180.0	207.9
重度訪問介護	人/月	1.0	0.4	1.0	0.0	1.0	0.0
	時間/月	15.0	4.8	15.0	0.0	15.0	0.0
同行援護	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
	時間/月	15.0	0.0	15.0	0.0	1.0	0.0

行動援護	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
重度障がい者等 包括支援	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

○ 居宅介護については概ね目標どおりとなっておりますが、その他は見込量を下回っています。

《第6期の見込量と考え方》

サービス名称	単位	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
居宅介護	人/月	24.0	25.0	26.0
	時間/月	212.0	216.0	220.0
重度訪問介護	人/月	1.0	1.0	1.0
	時間/月	15.0	15.0	15.0
同行援護	人/月	1.0	1.0	1.0
	時間/月	15.0	15.0	15.0
行動援護	人/月	0.0	0.0	0.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0
重度障がい者 等包括支援	人/月	0.0	0.0	0.0
	時間/月	0.0	0.0	0.0

※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率等を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- サービスの内容や利用方法を周知し、適切な利用を促進します。
- 利用者のニーズを的確に把握し、計画相談支援事業所と連携を図り事業への情報提供を行います。
- 町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込量を提供できる体制を確保します。

2 日中活動系サービス

《サービスの概要》

サービス名		内 容
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに創作的活動、生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所 【福祉型】	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、障がい者支援施設等で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	短期入所 【医療型】	医学的処置を必要とする人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、病院や診療所等で日常生活の介護や機能訓練を行います。
訓練等給付	自立訓練 【機能訓練】	身体に障がいのある方が、自立した日常生活、社会生活を送れるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練 【生活訓練】	精神に障がいのある方が、自立した日常生活、社会生活を送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	日中、一般就労や外部や内部の日中活動サービスを利用している人に、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を実施します。
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などを対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談援助等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 A型	①事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 ※労働基準法等、関係法規を遵守する必要があります。
	就労継続支援 B型	①就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない) ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就業に伴う生活面の課題を解決できるよう、障がい者との相談を通じて、事業所、家族、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。	

《第5期の進捗状況》

サービス名称	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
短期入所 (福祉型)	人/月	6.0	7.0	7.0	5.3	8.0	2.6
短期入所 (医療型)	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
療養介護	人/月	4.0	4.0	4.0	3.6	4.0	3.6
生活介護	人	42.0	38.6	50.0	43.2	60.0	46.6
自立訓練	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
【機能訓練】	人日/月	5.0	0.0	5.0	0.0	5.0	0.0
自立訓練	人/月	3.0	3.4	4.0	2.6	5.0	2.0
【生活訓練】	人日/月	50.0	42.8	60.0	35.5	70.0	36.0
宿泊型自立訓練	人/月	2.0	1.4	2.0	0.0	2.0	0.0
	人日/月	60.0	39.0	60.0	0.0	60.0	0.0
自立生活援助	人/月	1.0	1.4	2.0	0.0	3.0	0.0
	人日/月	10.0	39.0	20.0	0.0	30.0	0.0
就労移行支援	人/月	1.0	0.7	2.0	0.0	2.0	0.0
	人日/月	20.0	9.7	40.0	0.0	40.0	0.0
就労継続支援	人/月	3.0	2.9	4.0	3.3	4.0	3.0
A型	人日/月	60.0	60.1	80.0	65.1	80.0	61.3
就労継続支援	人/月	65.0	66.0	66.0	66.1	67.0	70.3
B型	人日/月	1,130.0	1,171.3	1,150.0	1,205.3	1,170.0	1,290.6
就労定着支援	人/月	1.0	0.0	1.0	0.6	1.0	0.0

- 療養介護は概ね目標どおりとなっています。生活介護は目標まではいかないものの増加傾向にあります。
- 自立訓練【機能訓練】、自立訓練【生活訓練】、宿泊型自立訓練は町内に事業所がないことから実績が上がらない状況です。
- 就労系は一定のニーズがあり、就労継続支援B型の利用者数は見込量を上回っています。

《第6期の見込量と考え方》

サービス名称	単位	令和3年度 見込量	令和4年度 見込量	令和5年度 見込量
短期入所（福祉型）	人/月	9.0	10.0	11.0
短期入所（医療型）	人/月	1.0	1.0	1.0
療養介護	人/月	4.0	4.0	4.0
生活介護	人/月	63.0	66.0	69.0
自立訓練	人/月	5.0	5.0	5.0
【機能訓練】	人日/月	1.0	1.0	1.0
自立訓練	人/月	5.0	5.0	5.0
【生活訓練】	人日/月	70.0	70.0	70.0
宿泊型自立訓練	人/月	2.0	2.0	2.0
	人日/月	60.0	60.0	60.0
自立生活援助	人/月	3.0	3.0	3.0
	人日/月	30.0	30.0	30.0
就労移行支援	人/月	2.0	2.0	2.0
	人日/月	40.0	40.0	40.0
就労継続支援A型	人/月	4.0	4.0	4.0
	人日/月	80.0	80.0	80.0
就労継続支援B型	人/月	70.0	73.0	76.0
	人日/月	1,320.0	1350.0	1380.0
就労定着支援	人/月	1.0	1.0	1.0

※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率等を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 短期入所事業所が町内にないため、民間事業所に働きかけ新規設置を推進します。
- 地域移行への推進や障がい児サービスからの移行に伴う利用者のニーズに対応できるよう、サービス提供の確保に努めます。
- 一人ひとりの障がい特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- 介護者の高齢化や病気などによる緊急時の対応やレスパイトケアを含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう民間事業者への働きかけを行っていきます。

- 一般就労に移行した障がい者が安定した就労を継続できるよう定着に向けた支援を充実します。

※ レスパイトケアとは、在宅で乳幼児や障がい者（児）、高齢者などを介護や育児をしている家族に、支援者が介護や育児を一時的に代替しリフレッシュしてもらうこと。

3 居住系サービス

施設入所支援	施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

《第5期の進捗状況》

サービス名称	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
施設入所支援	人/月	18.0	16.3	17.0	19.5	17.0	16.0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	18.0	15.1	20.0	15.3	23.0	16.0

- グループホームは、介護者の高齢化もあって年々需要が高まっており、見込量は上回っていないものの一定の利用が見られる。

《第6期の見込量と考え方》

サービス名称	単位	令和3年度 見込量	令和4年度 見込量	令和5年度 見込量
施設入所支援	人/月	17.0	16.0	16.0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	23.0	24.0	25.0

※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率等を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 地域での自立した生活ができるよう施設入所からグループホーム等への移行を進めつつ、地域移行が困難な障がい者の状況を把握し、適切なサービスが受けられるよう支援を行います。

- グループホームは障がい者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、民間事業所に働きかけ新規設置を推進します。
- ニーズに合った見込量の確保のため、町内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

4 相談支援

《サービス概要》

サービス名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、その後の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

《第5期の進捗状況》

サービス名称	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
計画相談支援	人/月	14.0	10.4	14.0	14.9	15.0	14.3
地域移行支援	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0
地域定着支援	人/月	1.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0

- 計画相談支援は、利用数は少しずつ増えていますが、令和2年度実績は計画値と比較すると下回ると考えられます。
- 地域移行支援、地域定着支援は事業所はあるものの、第5期では利用実績がありませんでした。

《第6期の見込量と考え方》

サービス名称	単位	令和3年度 見込量	令和4年度 見込量	令和5年度 見込量
計画相談支援	人/月	15.0	15.0	16.0
地域移行支援	人/月	1.0	1.0	1.0
地域定着支援	人/月	1.0	1.0	1.0

※各サービスにおいて、第5期実績の伸び率等を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。
- 対応困難な事例にも対応できるよう、より専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 一人当たりの相談件数増加に伴い相談支援専門員の負担が増加しないよう、相談支援専門員養成の支援を行います。

5 障がい児支援（児童福祉法に基づく）

《サービスの概要》

サービス名	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。

居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援ができるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングの支援を行います。

《第1期障がい児福祉計画の進捗状況》

サービス名称	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援	人/月	25.0	28.0	25.0	36.4	25.0	32.0
	人日/月	120.0	158.9	120.0	201.7	120.0	194.3
放課後等 デイサービス	人/日	60.0	66.1	60.0	68.2	60.0	66.0
	人日/月	270.0	258.0	270.0	287.7	270.0	283.0
保育所等訪問支援	人/月	2.0	0.3	3.0	0.3	3.0	0.0
	人日/月	8.0	0.5	12.0	0.4	12.0	0.0
医療型 児童発達支援	人/月	1.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0
	人日/月	15.0	15.3	30.0	4.7	30.0	4.0
障がい児相談支援	人	9.0	8.8	11.0	11.3	11.0	9.3

- 児童発達支援、放課後等デイサービスはニーズが高く、見込量を上回っています。
- 保育所等訪問支援は町内に事業所数がなく、ニーズも低いいため見込量を下回っています。
- 障がい児相談支援は見込量には届かないものの、一定の実績があります。

《第2期障がい児福祉計画の見込量と考え方》

サービス名称	単位	令和3年度 見込量	令和4年度 見込量	令和5年度 見込量
児童発達支援	人/月	36.0	40.0	44.0
	人日/月	220.0	250.0	280.0
放課後等 デイサービス	人/月	70.0	72.0	74.0
	人日/月	310.0	330.0	350.0
保育所等訪問支援	人/月	2.0	3.0	3.0
	人日/月	8.0	12.0	12.0
医療型 児童発達支援	人/月	2.0	2.0	2.0
	人日/月	30.0	30.0	30.0
障がい児相談支援	人	10.0	11.0	11.0

※各サービスにおいて、第1期実績の伸び率等を踏まえて第2期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

- 保育所等訪問支援、医療型児童発達支援は対応できる町内事業所がないためサービス提供体制の確保に努めます。
- 18歳到達後に円滑に障がい福祉サービスに移行できるよう、関係機関と連携を密にして対応します。

6 地域生活支援事業（市町村必須事業）

《サービスの概要》

障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するサービスです。地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することが求められています。

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業 （障がい者相談支援事業）	障がい者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
相談支援事業 （基幹相談支援センター等機能強化事業）	基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置や、基幹相談支援センター等が地域における相談支援業者に対する専門的な指導・助言、人材の育成の支援など、相談支援体制の強化の取組を行います。
相談支援事業 （住宅入居等支援事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出する際にヘルパーによる支援を行います。
地域活動支援センター	障がい者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

《第5期の進捗状況》

		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
理解促進研修・啓発事業		回/年	1	1	1	1	1	1
自発的活動支援事業		回/年	1	1	1	1	1	1
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	基幹相談支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	住宅入居等支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		人/年	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		箇所	—	—	1	0	1	0
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	120	133	130	108	140	93
	手話通訳者設置事業	人/年	—	—	—	—	—	—
日常生活用具給付事業	一般用具	件/年	28	16	29	22	30	7
	排泄用具	件/年	640	668	645	648	650	646
手話奉仕員養成研修事業		人	12	5	12	5	12	13
移動支援事業		人/年	4	3	4	2	4	2
		時間	45	20	45	35	45	27
地域活動支援センター機能強化事業		箇所	—	—	1	0	1	0

《第6期の見込量と考え方》

	単位	令和3年度見込量	令和4年度見込量	令和5年度見込量
理解促進研修・啓発事業	回/年	1	1	1

自発的活動支援事業		回/年	1	1	1
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3
	基幹相談支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1
	住宅入居等支援事業	箇所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		人/年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		箇所	1	1	1
事業意思疎通支援	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	100	110	120
	手話通訳者設置事業	人/年	—	—	—
具給付事業 日常生活用	一般用具	件/年	25	26	27
	排泄用具	件/年	670	675	680
手話奉仕員養成研修事業		人	12	12	12
移動支援事業		人/年	4	4	4
		時間	45	45	45
地域活動支援センター機能強化事業		箇所	1	1	1

※各事業において、第5期実績の伸び率等を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

○ 理解促進研修・啓発事業

三春秋祭りにおいて「障がい者差別解消法」理解促進のためのパネル展示、町内事業所の案内や障がい者に関する無料相談コーナーを設置し、啓発活動を行います。今後も引き続き、研修会の開催や障がい者基本法に基づく「障がい者週間」をPRし、広く住民の方へ障がい者の福祉について関心と理解を深めていきます。

※ 「障がい者週間」とは、毎年12月3日～12月9日までの一週間であり、この期間を中心に国や地方公共団体、関係団体等において、様々な意識啓発に係る取組を展開します。

○ 自発的活動支援事業

平成30年度より毎年1件の実績があり、今後も引き続き障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に活動を行うための支援として、当該事業の周知を図っていきます。

○ 相談支援事業

障がいのある方が、主体的に福祉サービスを選ぶことにより、自立した地域生活を継続していくことができるよう、町内の事業所と提携して相談支援体制を確保し、専門的な相談対応と、地域の実情に根ざした情報提供に取り組めます。

○ 成年後見制度利用支援事業

- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの段階的整備に向けた準備として、関係機関による整備準備会（仮称）を設置し、整備に向けた具体的協議を進めていきます。
- ・ 本人や家族、住民や地域の医療・福祉関係者が、制度を知ることができるよう、研修や講演会等の開催を通し、周知・広報を図ります。また、相談窓口を明確にすることで、住民や関係機関が相談しやすい環境、必要な人が早期に支援が受けられるよう受付体制を整備します。
- ・ 権利擁護の支援が必要なケースについて、地域の相談支援機関等が助言や支援を受けられる体制作りに取り組めます。また制度利用を促進していくために、支援内容や適切な候補者が選任できる体制を整備していきます。また、後見人等の担い手を確保するため、市民後見人の養成や法人後見システムの構築に向けた協議を進めていきます。
- ・ 選任された後見人を後方支援できる体制、また後見人や関係機関がご本人の状況等に応じて適切に対応できる体制について検討していきます。

○ 成年後見制度法人後見支援事業

現在、町内には成年後見人となる法人がないことから、今後は町内の法人事業所が成年後見（保佐・補助）人を受任できるシステムの構築を検討します。

○ 意思疎通支援事業

手話通訳を必要とする聴覚障がい者の方々への通訳者の派遣は、増加傾向にあり今後も微増で推移すると見込まれることから派遣機関との連携を密にします。

また、手話通訳者設置事業についても、当面、町が行う手話奉仕員養成講座を通して、手話の普及に努め、手話通訳者の育成のための環境づくりを推進していきます。

○ 日常生活用具給付事業

対象者が給付事業により遅滞なく日常生活用具を受給できるよう、制度の周知を図るとともに適正な給付ができるよう制度の熟知に努めます。

○ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成講座は、平成26年度より開講され、入門課程と基礎課程に分けて2か年で実施しています。令和3年度には第4期基礎課程を令和4年、5年には第5期養成講座を開講し手話奉仕員養成に努めます。

○ 移動支援事業

事業所との連携とニーズの把握に努め、適正な利用ができるよう支援していきます。

○ 地域活動支援センター

町内に施設は無く、障がい者の日中活動の場として施設整備に向けて、社会福祉協議会などの関係機関と協議しながら地域活動支援センター機能強化事業の展開を検討し、機能の拡充に努めます。

7 地域生活支援事業（任意事業）

《サービスの概要》

その他の地域生活支援事業として、訪問入浴サービス、生活訓練、日中一時支援事業等を実施しています。

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障がい者等に対し、特別支援学校等の下校後や日中における活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するための事業です。
訪問入浴サービス事業	重度身体障がい者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
通所入浴サービス事業	重度身体障がい者を対象に、施設での入浴サービスを行う事業です。
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、普通自動車免許を取得するのに要する経費について、当該障がい者に対し、自動車運転免許取得費を助成する事業です。
自動車改造費助成事業	上肢・下肢又は体幹機能の障がい者が所有し、運転しようとする自動車を当該障がい者の運転しやすいように手動装置等を改造する場合、改造に要する費用に対して補助金を交付します。

《第5期の進捗状況》

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
日中一時支援事業	人/年	4.0	5.9	4.0	4.0	5.0	5.0
訪問入浴サービス事業	回/年	50	78	50	78	50	102
通所入浴サービス事業	回/年	—	—	—	—	50	447
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	0	1	0	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	1	0	1	0	1	0

○ 日中一時支援事業

土日の一時預かりや日中サービスの時間延長として利用する状況が多く、利用者数は見込量どおりです。

○ 訪問入浴サービス事業

家族、支援者の高齢化にサービスの利用回数が見込量を大幅に超えている。

○ 通所入浴サービス事業

訪問入浴同様に家族、支援者の高齢化にサービスの利用回数が見込量を大幅に超えており、今後も増加が見込まれる。

《第6期の見込量と考え方》

	単位	令和3年度 見込量	令和4年度 見込量	令和5年度 見込量
日中一時支援事業	人/年	6.0	6.0	6.0
訪問入浴サービス事業	回/年	120	120	120
通所入浴サービス事業	回/年	575	860	860
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	1	1	1

※各事業において、第5期実績の伸び率等を踏まえて第6期見込量を算定しました。

《見込量を確保するための方策》

○ 日中一時支援事業

支援を必要とする障がい者やその家族等に事業内容について広く周知するなど利用促進の向上に努めていきます。

○ 通所入浴サービス事業

家族、利用者のニーズは高く、利用回数の増加が見込まれることから、希望に沿うような支援ができるよう努めます。

○ 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

適正な利用ができるよう制度の周知に努めます。

第5章 計画の円滑な推進

1 計画目標の達成に向けた推進体制

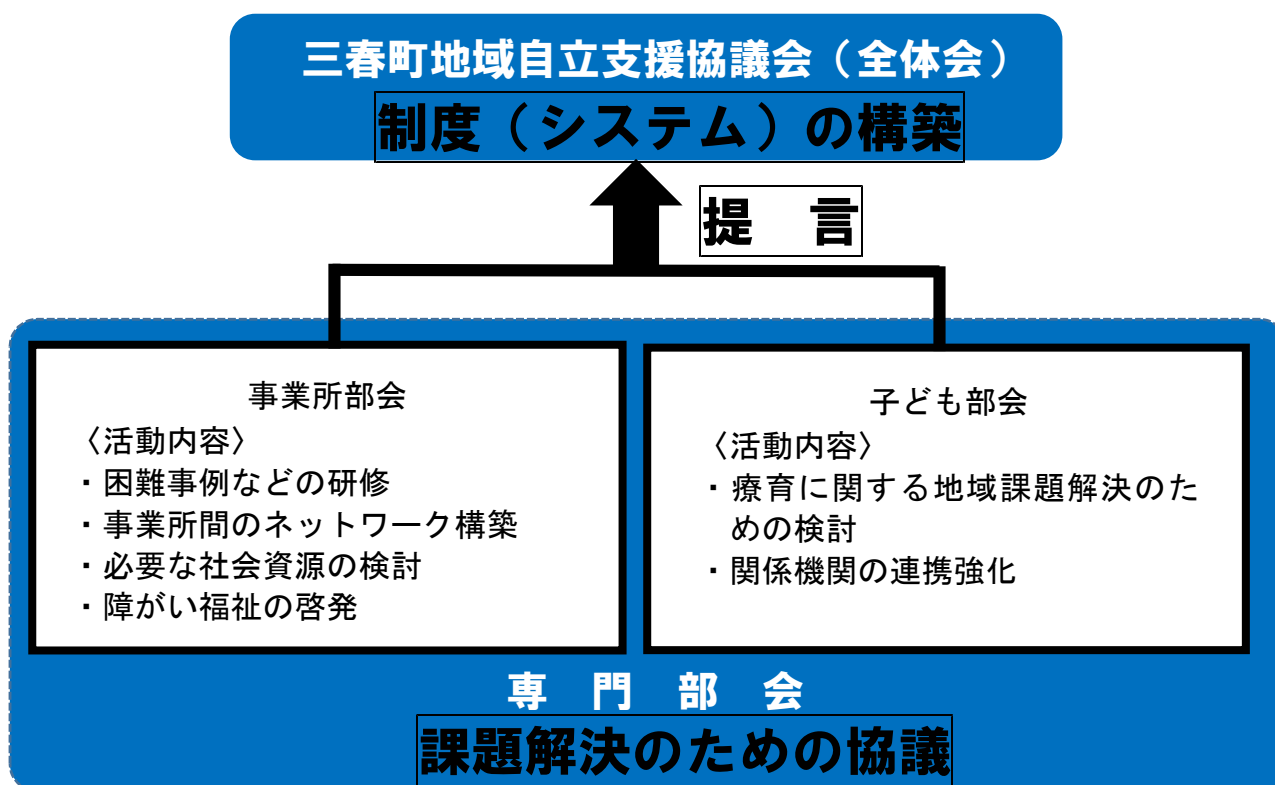
(1) 三春町自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3の規定により、地方公共団体は、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならないとされており、三春町では、この法律に基づき、三春町地域自立支援協議会を設置しています。

この協議会は、関係機関などが連携して、地域における障がいのある方への支援体制の課題などの情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備を推進するためのネットワークの核となるものであり、専門部会において個別課題や対応などについて協議が行われています。平成29年1月には、障がいや発達に偏りのある児童にとって、よりよい療育支援や環境整備を図ることを目的に、子ども部会が新設されました。

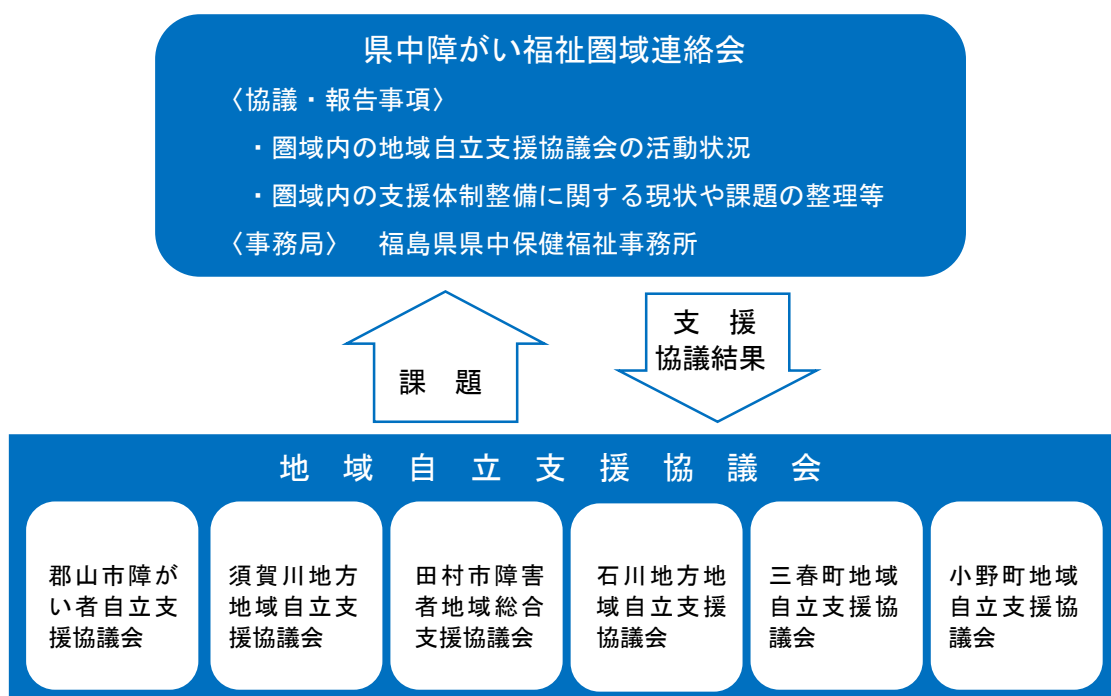
今後は、各専門部会から協議課題を抽出し、問題解決のために必要な取り組みを取りまとめ、必要に応じて三春町地域自立支援協議会全体会へ要望提言を行います。

なお、令和3年より田村地方を圏域とした基幹相談支援センター設置となることから、自立支援協議会についても同じ圏域での設置を検討していきます。



(2) 福島県、近隣自治体との連携

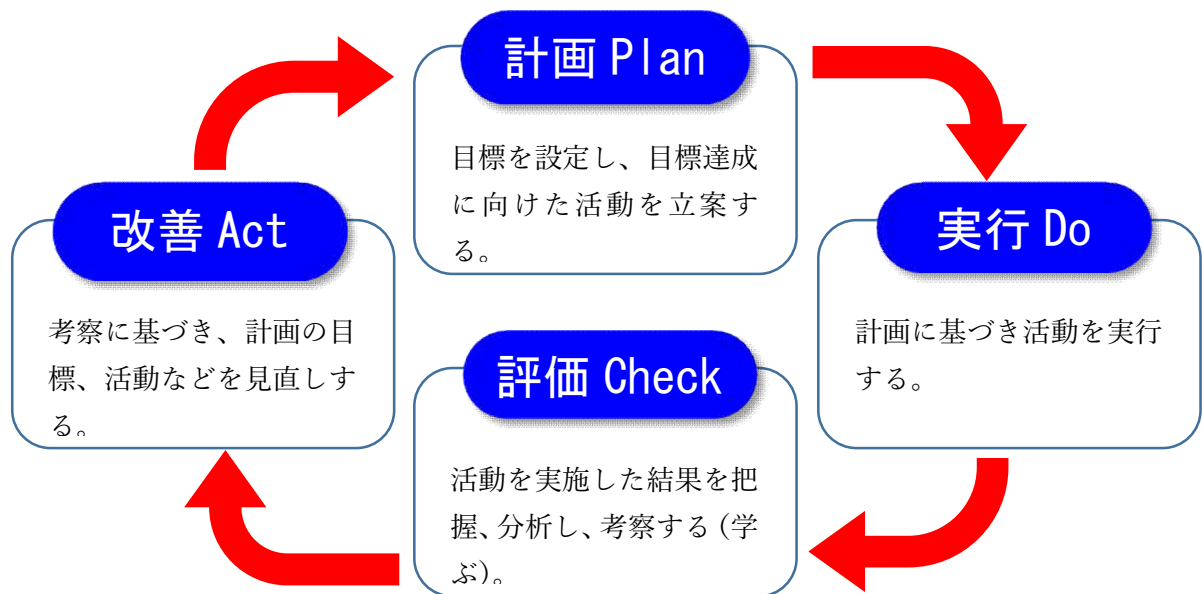
この計画に掲げた福祉サービス内容については、三春町単独での対応が困難なものも含まれており、県中地域3市6町3村（郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）で構成する「県中障がい福祉圏域」において、障がいのある方に対する充実したサービスが提供されるよう支援体制を整えることが必要であり、圏域内の支援体制整備に関する現状や課題の整理などが一層推進されるよう県に対して要望します。



2 計画の進行管理

障がい福祉サービス等が、障がい者のニーズに応じて的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、進行管理を行う三春町障がい者計画等検討委員会において達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策や事業の実施に反映していきます。

第6期三春町障がい福祉計画におけるPDCAサイクル



資料編

三春町障がい福祉サービスに関するアンケート調査結果

《障がい者編》

この調査は、第6期三春町障がい福祉計画の策定にあたり、障がい福祉サービスの需要量及び供給量の推計の参考とするため実施しました。

実施時期	令和2年8月～9月
調査集計	令和2年11月
対象者	18歳以上の障害者手帳を保有している者のうち、無作為抽出した430名を対象としています。
調査方法	個人への郵送によりアンケート形式
回収結果	<配布件数> 430件 <回収件数> 233件(54.2%) 内 有効回答数231件(53.7%) 無効回答数2件
調査結果	以下の通り

※表記注意点

- ・ゼロは「-」で表記しています。
- ・一部の表で簡略化のため「無回答」を表記から除外していますので内訳の合計と「総数」が合わない場合があります。

回答者

全体的に「本人」の回答が6割を占め、「家族」からの回答は2割程度となっています。年代別でみると、「40代」から「60代」においては「本人」の回答が7割を超えていますが、「30代以下」は「本人」と「家族」の割合がほぼ半々となっています。

	総数	本人	家族	家族以外の 介助者	無回答	
全体	231	63.2	26.0	4.3	6.5	
性別	男性	113	67.3	23.0	5.3	4.4
	女性	110	63.6	29.1	3.6	3.6
	無回答	8	-	25.0	-	75.0
年代	30代以下	38	52.6	47.4	-	-
	40代	22	72.7	27.3	-	-
	50代	34	73.5	17.6	-	8.8
	60代	42	73.8	19.0	4.8	2.4
	70代以上	57	61.4	21.1	12.3	5.3
	無回答	38	50.0	26.3	2.6	21.1

1. 世帯属性

(1) 性別

「男性」が48.9%、「女性」が47.6%とほぼ同数で、「無回答」が3.5%ありました。
年代別でみると、「50代」以下は「女性」、「60代」以上は「男性」の割合が高くなっています。

	総数	男性	女性	無回答	
全 体	231	48.9	47.6	3.5	
年 代	30代以下	38	44.7	55.3	-
	40代	22	40.9	59.1	-
	50代	34	44.1	55.9	-
	60代	42	61.9	35.7	2.4
	70代以上	57	54.4	45.6	-

(2) 年齢

「70代」以上が24.7%で最も多くなっています。性別でみると、「男性」は「60代」以上が50.4%と半数を占め、「女性」は「70代以上」と「30代以下」が比較的多くなっています。

また、「無回答」が16.5%とかなり多くありました。これは、調査票の選択肢が「20代」から「60代」までとなっていたため、該当しない方が無回答のまま提出されたのではないかと推察されます。なお、手書きで回答されたものは該当する年代に含め集計しております。

	総数	30代以下	40代	50代	60代	70代以上	無回答	
全 体	231	16.5	9.5	14.7	18.2	24.7	16.5	
性 別	男性	113	15.0	8.0	13.3	23.0	27.4	13.3
	女性	110	19.1	11.8	17.3	13.6	23.6	14.5

(3) 居宅の種類

「一般住宅」が8割を超え、最も多くなっています。性別・年代別でも同様の傾向ですが、70代以上になると「その他」が22.8%と増え、高齢者施設が挙げられています。

	総数	一般住宅	アパート	グループホーム	障がい者福祉施設	病院	その他	無回答	
全 体	231	81.4	3.5	2.6	1.3	0.9	7.4	3.0	
性 別	男性	113	83.2	3.5	0.9	1.8	1.8	8.0	0.9
	女性	110	82.7	3.6	4.5	0.9	-	7.3	0.9
年 代	30代以下	38	89.5	-	2.6	5.3	-	2.6	-
	40代	22	81.8	4.5	4.5	-	-	4.5	4.5
	50代	34	82.4	11.8	2.9	-	2.9	-	-
	60代	42	90.5	4.8	-	2.4	-	2.4	-
	70代以上	57	70.2	-	5.3	-	-	22.8	1.8

*「その他」：敬老園、養護老人ホーム、特別養護老人ホームなど

(4) 家族人数

全体では「2人」が30.1%で最も多く、次いで「3人」(20.4%)、「5人以上」(18.9%)と続いています。

年代別でみると、「2人」が多いのは「50代」以上で、「4人」以上が多い「40代」以下との違いが出ています。

【総数】居宅の種類「一般住宅」「アパート」と回答した人

		総数	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答
全体		196	9.2	30.1	20.4	15.3	18.9	6.1
性別	男性	98	8.2	33.7	18.4	16.3	18.4	5.1
	女性	95	10.5	27.4	20.0	14.7	20.0	7.4
年代	30代以下	34	-	17.6	23.5	32.4	23.5	2.9
	40代	19	5.3	10.5	21.1	26.3	31.6	5.3
	50代	32	12.5	31.3	25.0	12.5	15.6	3.1
	60代	40	12.5	35.0	20.0	10.0	15.0	7.5
	70代以上	40	12.5	37.5	15.0	7.5	22.5	5.0

(5) 同居者

「配偶者」が46.4%で最も多く、以下、「子」が30.1%、「母親」が27.6%、「父親」が20.9%、「兄弟・姉妹」が20.9%と続いています。

年代別でみると「配偶者」は「50代」以上で多く、「40代」は「父親」「母親」「兄弟・姉妹」が同率で、「30代以下」では「母親」が82.4%と極めて高い割合となっています。

【総数】居宅の種類「一般住宅」「アパート」と回答した人

		総数	配偶者 (夫・妻)	父親	母親	兄弟・姉妹	祖父母	子 (息子・娘)	子の 配偶者	その他	無回答
全体		196	46.4	20.9	27.6	20.9	6.1	30.1	5.1	8.7	12.8
性別	男性	98	50.0	20.4	26.5	21.4	7.1	26.5	5.1	10.2	11.2
	女性	95	43.2	20.0	27.4	21.1	5.3	33.7	5.3	7.4	14.7
年代	30代以下	34	8.8	67.6	82.4	52.9	26.5	2.9	-	-	2.9
	40代	19	26.3	57.9	57.9	57.9	10.5	21.1	-	10.5	10.5
	50代	32	43.8	12.5	25.0	18.8	-	31.3	-	21.9	12.5
	60代	40	62.5	5.0	15.0	10.0	2.5	32.5	5.0	5.0	17.5
	70代以上	40	62.5	-	-	2.5	-	40.0	15.0	10.0	17.5

*「その他」：孫、兄弟の家族、他人の同居者など

(6) 居住地区

「岩江」が24.0%で最も多く、次いで「八島台」の11.2%となっています。

【総数】居宅の種類「一般住宅」「アパート」と回答した人

		総数	大町	中町	八幡町	荒町	北町	新町	八島台	沢石
全体		196	1.5	3.6	7.7	4.6	1.5	9.2	11.2	5.6

要田	御木沢	岩江	中妻	中郷	無回答
3.6	8.2	24.0	9.2	6.1	4.1

2. 障がいの状況について

(1) 身体障害者手帳の保有状況

保有の有無を尋ねていますが、「無回答」が32.5%と多い結果となっています。

保有者をみると、「1級」が23.8%で最も多く、以下、「4級」(14.3%)、「2級」(9.1%)、「3級」(5.6%)の順となっています。

年代別でみると、「40代」では唯一「1級」より「2級」の方が多くなっています。一方、「持っていない」と回答したのは全体の8.7%で、「30代以下」の割合が高くなっています。

		総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	持っていない	無回答
全体		231	23.8	9.1	5.6	14.3	3.0	3.0	8.7	32.5
性別	男性	113	26.5	12.4	7.1	14.2	1.8	2.7	9.7	25.7
	女性	110	21.8	5.5	4.5	14.5	4.5	3.6	8.2	37.3
年代	30代以下	38	13.2	-	-	-	2.6	-	18.4	65.8
	40代	22	9.1	13.6	-	-	-	4.5	9.1	63.6
	50代	34	29.4	11.8	5.9	14.7	5.9	5.9	5.9	20.6
	60代	42	35.7	9.5	9.5	16.7	4.8	-	7.1	16.7
	70代以上	57	26.3	8.8	5.3	22.8	1.8	7.0	8.8	19.3

(2) 身体障がいの内容（障がい別）

「内部障がい（心臓・じん臓・小腸・肝臓・呼吸器）」が34.6%で最も多く、以下、「肢体不自由（下肢機能障がい）」が33.8%、「肢体不自由（上肢機能障がい）」が19.1%、「視覚障がい」が7.4%、「聴覚障がい」が7.4%などと続いています。

「内部障害」は「男性」に多く、「女性」では「肢体不自由（下肢機能障がい）」が多くなっており、年代による差もややみられます。

【総数】身体障害者手帳1～6級と回答した人

		総数	視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由（上肢機能障がい）	肢体不自由（下肢機能障がい）	体幹機能障がい	内部障がい（心臓・じん臓・小腸・肝臓・呼吸器）	無回答
全体		136	7.4	7.4	2.9	19.1	33.8	1.5	34.6	11.8
性別	男性	73	5.5	5.5	1.4	20.5	30.1	2.7	42.5	9.6
	女性	60	10.0	10.0	5.0	18.3	40.0	-	26.7	10.0
年代	30代以下	6	-	-	-	83.3	66.7	-	-	16.7
	40代	6	16.7	33.3	-	-	-	-	33.3	16.7
	50代	25	4.0	8.0	8.0	28.0	48.0	-	24.0	8.0
	60代	32	9.4	-	-	15.6	31.3	-	53.1	3.1
	70代以上	41	9.8	14.6	2.4	9.8	29.3	2.4	34.1	7.3

(3) 療育手帳の保有状況

保有者では「A判定」が6.9%、「B判定」が10.8%で、「B判定」が多くなっています。一方、「持っていない」が39.0%で、「無回答」は43.3%ありました。年代別でみると、「30代以下」は唯一「B判定」より「A判定」の方が多くなっています。

		総数	A判定	B判定	持っていない	無回答
全体		231	6.9	10.8	39.0	43.3
性別	男性	113	8.8	8.8	40.7	41.6
	女性	110	5.5	13.6	38.2	42.7
年代	30代以下	38	36.8	23.7	13.2	26.3
	40代	22	4.5	27.3	27.3	40.9
	50代	34	2.9	14.7	47.1	35.3
	60代	42	-	2.4	42.9	54.8
	70代以上	57	-	7.0	52.6	40.4

(4) 精神保健福祉手帳の保有状況

保有者では「1級」が5.6%、「2級」が11.3%、「3級」が6.5%で、「2級」が多くなっています。一方、「持っていない」が30.7%で、「無回答」はここでも45.9%と高い割合となっています。年代別でみると、「70代以上」で唯一「1級」が多くなっています。

		総数	1級	2級	3級	持っていない	無回答
全体		231	5.6	11.3	6.5	30.7	45.9
性別	男性	113	3.5	11.5	6.2	32.7	46.0
	女性	110	7.3	10.9	7.3	30.0	44.5
年代	30代以下	38	7.9	23.7	5.3	13.2	50.0
	40代	22	-	22.7	13.6	22.7	40.9
	50代	34	-	8.8	8.8	38.2	44.1
	60代	42	4.8	9.5	14.3	28.6	42.9
	70代以上	57	7.0	5.3	1.8	43.9	42.1

(5) 難病認定の状況

「認定を受けている」人は、全体では8.7%で、「男性」と「50代」から「60代」で多くみられます。

		総数	認定を受けている	受けていない	無回答
全体		231	8.7	79.2	12.1
性別	男性	113	10.6	80.5	8.8
	女性	110	7.3	77.3	15.5
年代	30代以下	38	2.6	86.8	10.5
	40代	22	9.1	81.8	9.1
	50代	34	17.6	76.5	5.9
	60代	42	16.7	73.8	9.5
	70代以上	57	3.5	80.7	15.8

(6) 発達障がいとして診断されたことの有無

「診断されたことがある」人は、全体では11.7%となっていますが、「30代以下」では約半数を占めています。

		総数	診断されたことがある	ない	無回答
全 体		231	11.7	74.5	13.9
性別	男性	113	11.5	77.0	11.5
	女性	110	12.7	70.9	16.4
年代	30代以下	38	47.4	42.1	10.5
	40代	22	27.3	63.6	9.1
	50代	34	5.9	88.2	5.9
	60代	42	-	85.7	14.3
	70代以上	57	1.8	82.5	15.8

(7) 現在、受けている医療的ケア

全体では、約3割の人が何らかの医療的ケアを受けていると回答しています。最も多いのは「服薬管理」(15.6%)で約半数を占め、主に「40代」以下で多い傾向がみられます。

特徴的なのは「50代」で、「透析」が14.7%と、唯一「服薬管理」より多くなっています。

		総数	気管切開	人工呼吸器 (レスピレーター)	吸入	吸引	胃ろう又は 腸ろうによる 経管栄養	鼻腔経管 栄養	透析	中心静脈 栄養 (IVH)
全 体		231	0.4	0.4	1.3	0.9	1.3	0.4	4.8	-
性別	男性	113	0.9	0.9	2.7	1.8	1.8	0.9	7.1	-
	女性	110	-	-	-	-	0.9	-	1.8	-
年代	30代以下	38	-	-	-	-	-	2.6	-	-
	40代	22	-	-	-	-	-	-	-	-
	50代	34	-	-	-	-	2.9	-	14.7	-
	60代	42	-	2.4	7.1	2.4	-	-	9.5	-
	70代以上	57	-	-	-	-	1.8	-	1.8	-

		総数	カテーテル 留置	服薬管理	ストマ (人 工肛門・人 工膀胱)	その他	無回答
全 体		231	-	15.6	4.3	7.8	65.4
性別	男性	113	-	14.2	7.1	6.2	60.2
	女性	110	-	16.4	1.8	10.0	70.9
年代	30代以下	38	-	21.1	-	5.3	73.7
	40代	22	-	22.7	-	9.1	72.7
	50代	34	-	8.8	2.9	8.8	64.7
	60代	42	-	14.3	4.8	9.5	52.4
	70代以上	57	-	19.3	3.5	5.3	70.2

*「その他」：ペースメーカー、頸動脈ステント留置、人工内耳、うつ病、もやもや病

(8) 身体障害者手帳と各種手帳等との相関関係

「療育手帳保有者」は「持っていない」と「無回答」が87.8%と多く、何らかの等級を得ているのは12.2%です。「精神保健福祉手帳保有者」も「持っていない」と「無回答」が81.5%と多く、同様の状況です。

「療育手帳」「精神保健福祉手帳」共に、「非保有者」では、身体障害者手帳「1級」「2級」「4級」の人が比較的多くなっています。

「難病認定を受けている」人は20人と少数ですが、身体障害者手帳の「1級」が50.0%で半数を占めています。

「発達障がいと診断されたことがある」人は27人で、身体障害者手帳を保有している人は3.7%と少数でした。

		総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	持っていない	無回答
全 体		231	23.8	9.1	5.6	14.3	3.0	3.0	8.7	32.5
療育手帳	保有	41	9.8	-	-	2.4	-	-	17.1	70.7
	非保有	90	23.3	15.6	6.7	18.9	5.6	5.6	14.4	10.0
精神保健福祉手帳	保有	54	9.3	1.9	1.9	3.7	-	1.9	20.4	61.1
	非保有	71	22.5	19.7	7.0	23.9	7.0	5.6	11.3	2.8
難病認定	受けている	20	50.0	15.0	10.0	-	10.0	-	-	15.0
	受けていない	183	20.2	8.7	4.9	16.4	2.7	3.8	9.8	33.3
発達障がい	ある	27	-	-	-	-	-	3.7	14.8	81.5
	ない	172	25.6	11.0	6.4	16.9	4.1	3.5	8.1	24.4

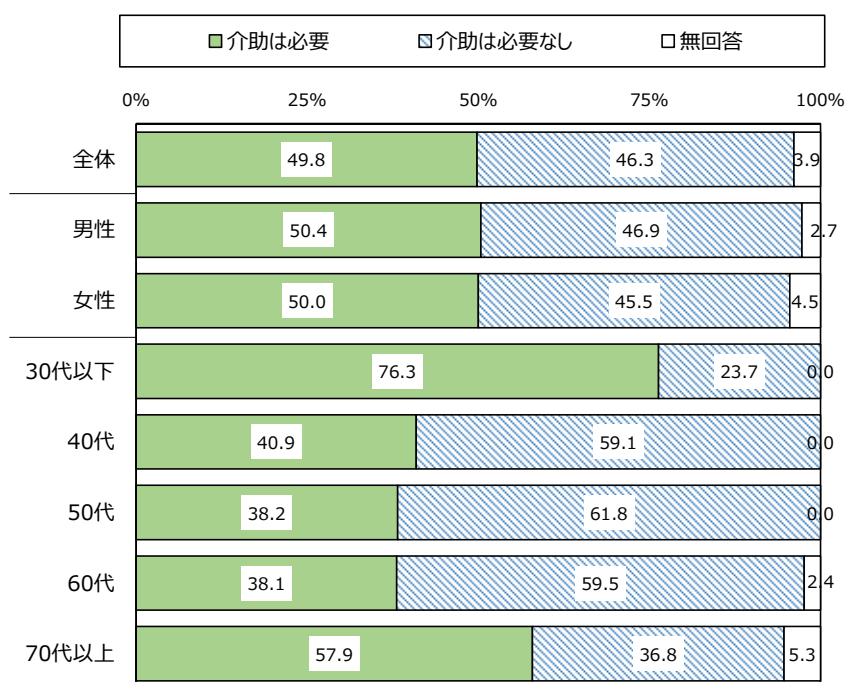
3. 生活状況について

(1) 普段の生活について介助の必要性

「一部介助が必要」または「全部介助が必要」と回答した人を『介助は必要』に集計しております。

『介助は必要』は49.8%で、男女差はありませんでした。年代別でみると、「30代以下」が76.3%で著しく多く、次いで「70代以上」が57.9%、「40代」が40.9%の順となっています。

【総数=231】

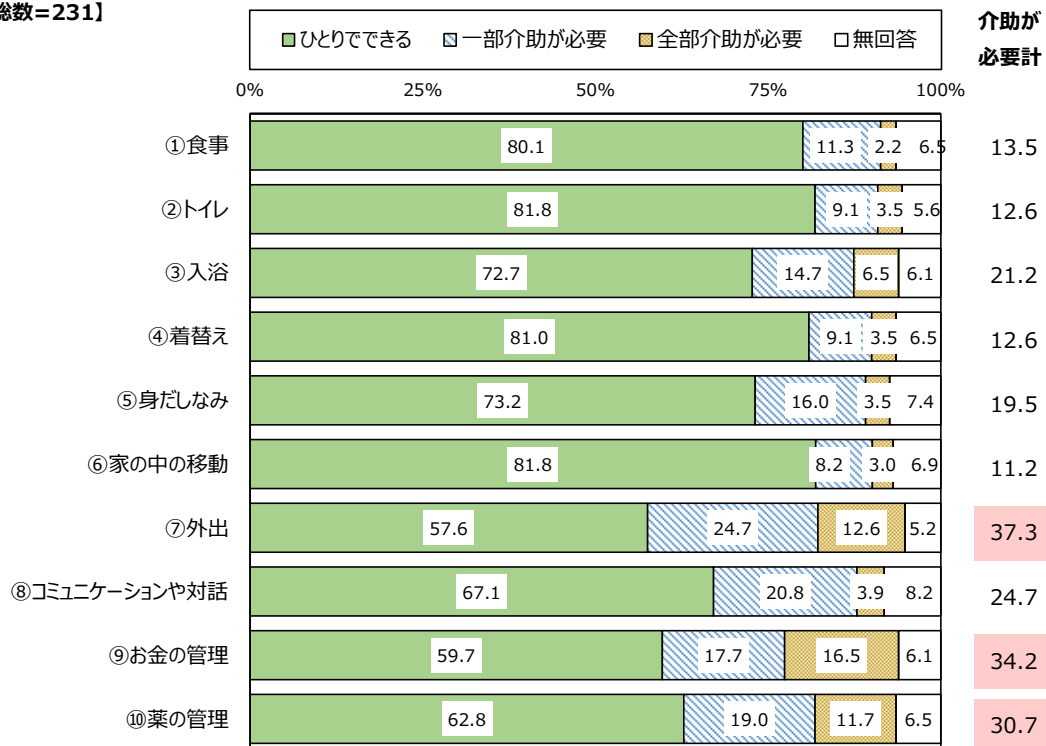


(2) 介助が必要なもの

『介助が必要』なものは「⑦外出」が37.3%と最も多く、以下「⑨お金の管理」(34.2%)、「⑩薬の管理」(30.7%)と続いています。

一方、「ひとりでできる」ものは、「②トイレ」と「⑥家の中の移動」が共に81.8%で最も多くなっています。

【総数=231】



(3) 各種手帳等に対する介助内容

『介助が必要』なものを性別・年代・手帳別にみると、「⑦外出」が多いのは男女共に「50代以上」で、特に「女性」の割合が高くなっています。「40代以下」で最も多いのは、「男性」は「⑧コミュニケーション」「⑨お金の管理」「⑩薬の管理」が同率で、「女性」は「⑨お金の管理」となっています。

保有手帳別では、「身体障害者手帳保有者」は「⑦外出」、「療育手帳保有者」と「精神保健福祉手帳保有者」は共に「⑨お金の管理」が最も多くなっています。

【総数】「一部介助が必要」「全部介助が必要」と回答した人

		総数	①食事	②トイレ	③入浴	④着替え	⑤身だしなみ	⑥家の中の移動	⑦外出
全 体		115	27.0	25.2	42.6	25.2	39.1	22.6	74.8
性別	男性	57	35.1	24.6	47.4	28.1	42.1	26.3	71.9
	女性	55	20.0	27.3	38.2	21.8	36.4	18.2	78.2
男性	40代以下	18	27.8	33.3	38.9	27.8	50.0	16.7	66.7
	50代以上	32	34.4	15.6	50.0	21.9	31.3	25.0	71.9
女性	40代以下	20	25.0	30.0	25.0	20.0	35.0	15.0	55.0
	50代以上	29	20.7	27.6	48.3	24.1	34.5	20.7	89.7
身体障害者手帳保有		60	30.0	23.3	50.0	30.0	38.3	28.3	83.3
非保有		11	27.3	36.4	45.5	18.2	36.4	18.2	90.9
療育手帳保有		32	34.4	37.5	46.9	34.4	62.5	28.1	65.6
非保有		43	27.9	27.9	53.5	25.6	32.6	20.9	83.7
精神保健福祉手帳保有		33	18.2	12.1	21.2	15.2	30.3	12.1	66.7
非保有		35	31.4	31.4	57.1	28.6	31.4	28.6	77.1

		総数	⑧コミュニケーションや対話	⑨お金の管理	⑩薬の管理
全 体		115	49.6	68.7	61.7
性別	男性	57	49.1	64.9	59.6
	女性	55	49.1	72.7	63.6
性別	40代以下	18	83.3	83.3	83.3
	50代以上	32	31.3	62.5	50.0
性別	40代以下	20	50.0	85.0	65.0
	50代以上	29	51.7	65.5	65.5
身体障害者手帳保有		60	36.7	55.0	48.3
非保有		11	72.7	72.7	81.8
療育手帳保有		32	65.6	90.6	78.1
非保有		43	46.5	58.1	53.5
精神保健福祉手帳保有		33	66.7	81.8	75.8
非保有		35	37.1	51.4	48.6

(4) 主な介護者

全体では、「施設の職員」が33.0%で最も多く、以下、「母親」が29.6%、「配偶者」が27.8%、「子」が18.3%、「父親」が14.8%と続いています。「男性」は「施設の職員」、「女性」は「母親」が多くなっています。

年代別でみると、「施設の職員」が最も多いのは「70代以上」で、「40代」以下は「母親」、「50代」は「兄弟・姉妹」、「60代」は「配偶者」と、各年代で違いがあります。

【総数】「一部介助が必要」「全部介助が必要」と回答した人

		総数	配偶者 (夫・妻)	父親	母親	兄弟・姉妹	祖父母	子 (息子・娘)	子の配偶者	ホーム ヘルパー
全 体		115	27.8	14.8	29.6	14.8	4.3	18.3	3.5	7.0
性 別	男性	57	28.1	10.5	28.1	14.0	5.3	15.8	-	3.5
	女性	55	27.3	16.4	30.9	14.5	3.6	21.8	7.3	9.1
年 代	30代以下	29	-	41.4	82.8	13.8	13.8	-	-	3.4
	40代	9	22.2	22.2	55.6	33.3	11.1	22.2	-	-
	50代	13	15.4	7.7	23.1	46.2	-	23.1	7.7	15.4
	60代	16	50.0	6.3	12.5	18.8	-	18.8	-	6.3
	70代以上	33	33.3	-	-	3.0	-	27.3	6.1	6.1

		総数	施設の職員	その他	無回答
全 体		115	33.0	10.4	1.7
性 別	男性	57	40.4	10.5	1.8
	女性	55	25.5	10.9	1.8
年 代	30代以下	29	31.0	6.9	-
	40代	9	33.3	11.1	-
	50代	13	23.1	30.8	7.7
	60代	16	12.5	-	6.3
	70代以上	33	45.5	6.1	-

*「その他」：訪問看護師、孫、兄弟の家族、友人など

(5) 主な介護者の年代

約6割が「65歳未満」となっていますが、「75歳」以上も1割を超えており、特に「男性」を介護する「85歳以上」が10.5%と高い割合となっています。

【総数】「一部介助が必要」「全部介助が必要」と回答した人

		総数	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85歳以上	無回答
全 体		115	57.4	20.0	12.2	7.0	3.5
性 別	男性	57	57.9	15.8	12.3	10.5	3.5
	女性	55	58.2	23.6	12.7	1.8	3.6

4. 日中活動について

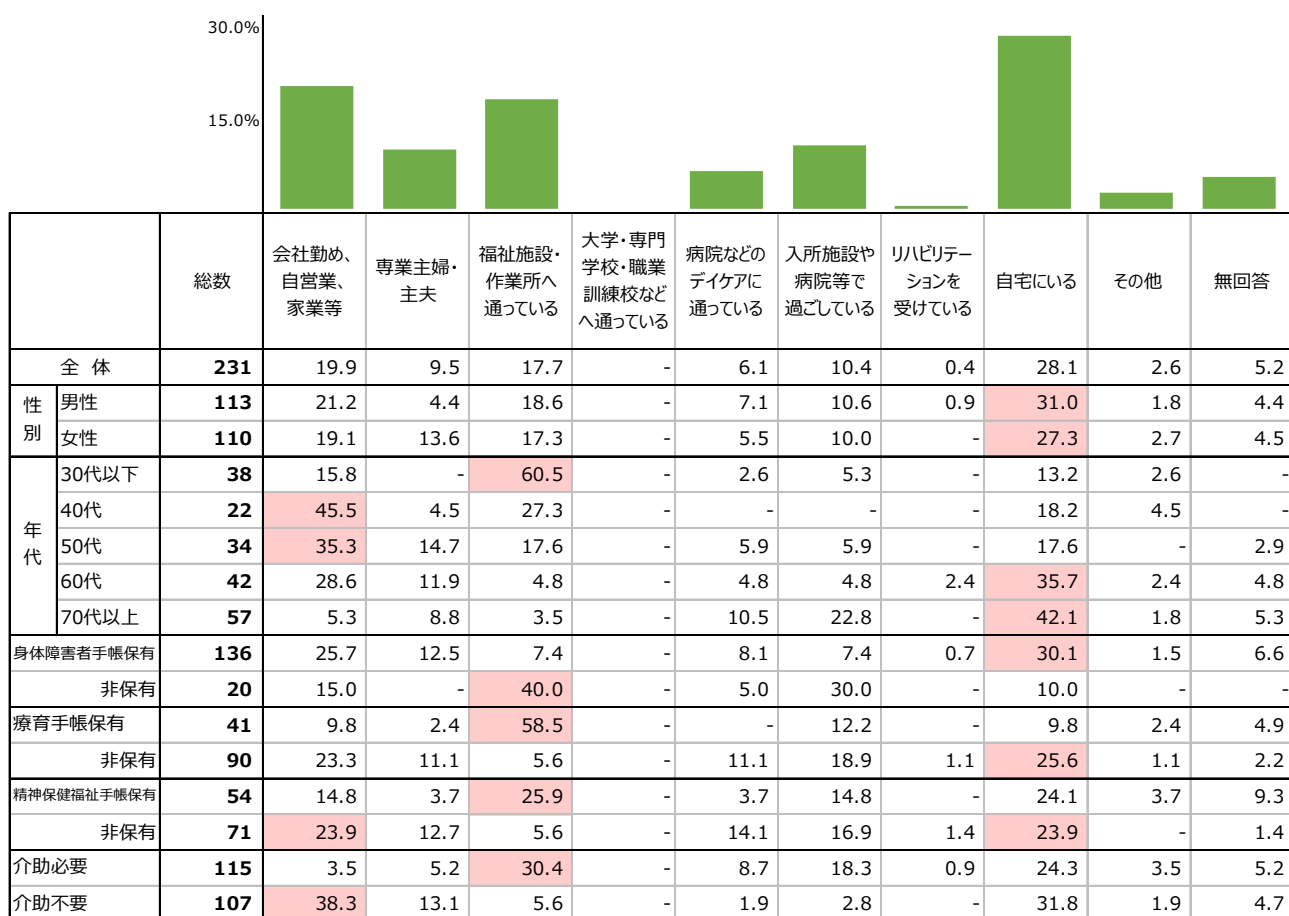
(1) 日常の過ごし方

「自宅にいる」が28.1%で最も多く、以下、「会社勤めや自営業、家業などを行っている」が19.9%、「福祉施設・作業所へ通っている（就労支援A型事業所も含む）」が17.7%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が10.4%などと続いています。

男女共に「自宅にいる」が最も多く、「60代」以上に多い傾向です。

また、「身体障害者手帳保有者」は「自宅にいる」、「療育手帳保有者」と「精神保健福祉手帳保有者」は「福祉施設・作業所へ通っている」、「ひとりでできる（介助不要）」人は「会社勤め、自営業、家業等」が最も多くなっており、保有手帳や介護の必要性により過ごし方に違いがみられます。

なお、「大学・専門学校・職業訓練校などへ通っている」と回答した人はいませんでした。



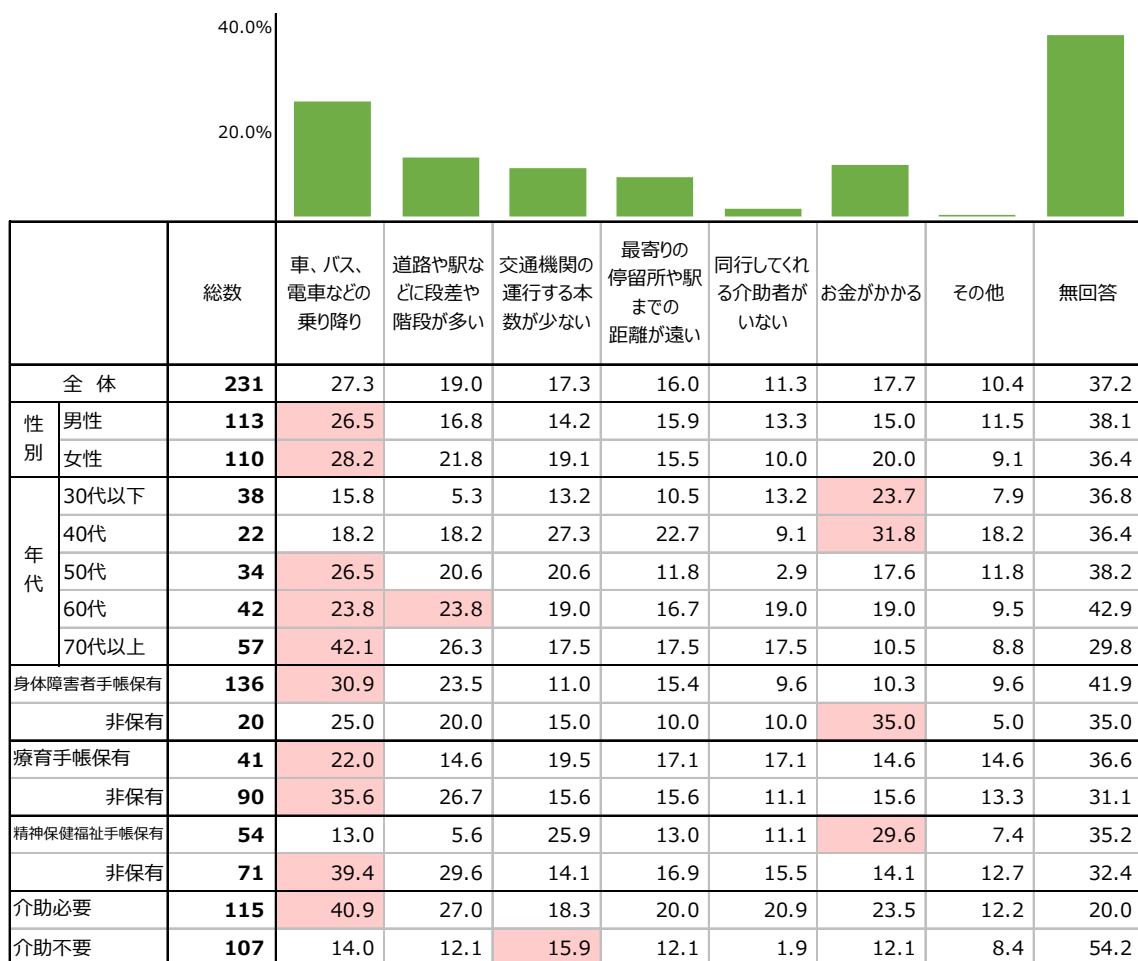
*「自宅にいる」理由：仕事がない、高齢、身体的・精神的困難、家族の介護など

(2) 外出（移動）する際、困ること

「無回答」(37.2%)を除くと約6割の人が何らかの困りごとを挙げています。最も多かったのは「車、バス、電車などの乗り降り」で27.3%、以下、「道路や駅などに段差や階段が多い」(19.0%)、「お金がかかる」(17.7%)、「バスや電車などの交通機関が、運行する本数が少ない」(17.3%)、「自宅からバス停留所や駅までの距離が遠い」(16.0%)と続いています。

年代別でみると「40代」以下は「お金がかかる」が最も多く、「50代」以上との違いが顕著となっています。

また、「身体障害者手帳保有者」と「療育手帳保有者」は「車、バス、電車などの乗り降り」、「精神保健福祉手帳保有者」は「お金がかかる」が最も多く、「ひとりでできる（介助不要）」人は「バスや電車などの交通機関が、運行する本数が少ない」を多く挙げています。



*「その他」：レジや受付でマスク・スクリーンで聞き取りにくい、目が悪いので歩きづらい、車を持っていないなど

5. 福祉サービスの利用について

(1) 障害者手帳は役に立っていますか

「障害者手帳」を保有している213人のうち、手帳が「役に立っている」と回答（役に立っているサービスを選択）したのは86.4%、「役に立っていない」と回答したのは16.9%となっています。

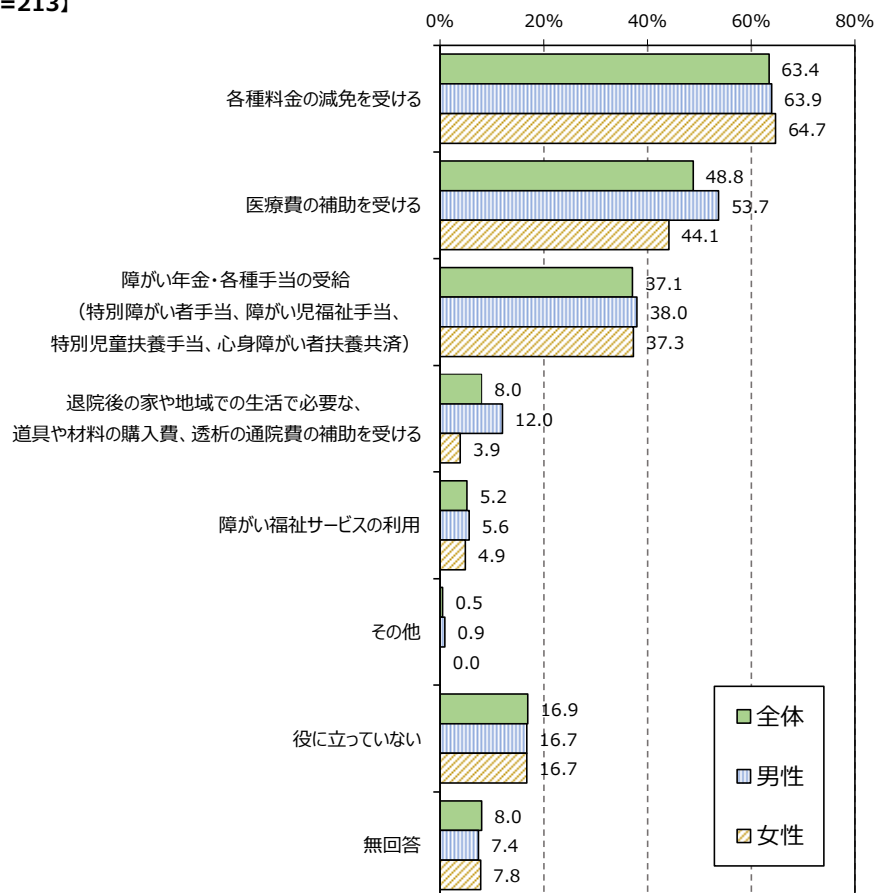
なお、設問は複数回答のため、双方回答した人（11.3%）が含まれています。

	総数	役に立っている	役に立っていない	無回答
障害者手帳保有	213	86.4	16.9	8.0
非保有	3			
無回答	15			

(2) 役に立っているサービス

「各種料金の減免を受ける」が63.4%で最も多く、以下、「医療費の補助を受ける」が48.8%、「障がい年金・各種手当の受給」が37.1%の順となっています。

【総数=213】



(3) 各種手帳等に対する役に立っているサービス

男女共に「各種料金の減免を受ける」が最も多くなっていますが、「40代以下」では男女共に「障がい年金・各種手当の受給」が高い割合を示しています。

保有手帳別でみると、「身体障害者手帳保有者」は「各種料金の減免を受ける」、「療育手帳保有者」は「障がい年金・各種手当の受給」、「精神保健福祉手帳保有者」は「医療費の補助を受ける」が最も多くなっています。また、「介助が必要」な人の2割は「役に立っていない」と回答しています。

また、「各種料金の減免」では「自動車税の減免」が55.6%で最も多くなっています。

【総数】「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神保健福祉手帳」を保有していると回答した人

	総数	医療費の補助	道具や材料の購入費、透析の通院費の補助	障がい年金・各種手当の受給	各種料金の減免	障がい福祉サービスの利用	その他	役に立っていない	無回答	
全体	213	48.8	8.0	37.1	63.4	5.2	0.5	16.9	8.0	
性別	男性	108	53.7	12.0	38.0	63.9	5.6	0.9	16.7	7.4
	女性	102	44.1	3.9	37.3	64.7	4.9	-	16.7	7.8
男性	40代以下	25	60.0	-	68.0	60.0	16.0	-	20.0	-
	50代以上	69	53.6	14.5	34.8	62.3	2.9	1.4	14.5	8.7
女性	40代以下	33	45.5	3.0	66.7	66.7	6.1	-	15.2	6.1
	50代以上	57	40.4	1.8	26.3	63.2	3.5	-	15.8	8.8
身体障害者手帳保有	136	45.6	12.5	22.1	69.9	1.5	0.7	18.4	9.6	
非保有	17	64.7	-	58.8	29.4	23.5	-	-	-	
療育手帳保有	41	48.8	-	68.3	56.1	14.6	-	17.1	7.3	
非保有	87	51.7	11.5	25.3	62.1	2.3	-	20.7	3.4	
精神保健福祉手帳保有	54	57.4	1.9	51.9	42.6	7.4	-	11.1	14.8	
非保有	68	47.1	13.2	23.5	67.6	1.5	-	22.1	1.5	
介助必要	111	61.3	8.1	47.7	56.8	7.2	0.9	20.7	6.3	
介助不要	96	36.5	7.3	26.0	68.8	3.1	-	12.5	10.4	

* 性別・年代・各種手帳・介助の必要性の「無回答」は表記から除外



【総数】「各種料金の減免を受ける」と回答した人

	総数	公共交通機関の運賃減免	自動車税の減免	各種施設の入館料割引	有料道路通行料金の減免	携帯電話基本使用料の割引	NHK放送受信料の減免	その他	
全体	135	43.7	55.6	42.2	34.1	16.3	30.4	2.2	
性別	男性	58	39.7	60.3	44.8	36.2	15.5	43.1	1.7
	女性	57	57.9	45.6	49.1	31.6	22.8	17.5	1.8
男性	40代以下	15	53.3	40.0	66.7	26.7	33.3	20.0	-
	50代以上	43	34.9	67.4	37.2	39.5	9.3	51.2	2.3
女性	40代以下	22	54.5	36.4	63.6	22.7	18.2	13.6	4.5
	50代以上	35	60.0	51.4	40.0	37.1	25.7	20.0	-
身体障害者手帳保有	95	40.0	71.6	35.8	45.3	12.6	34.7	2.1	
非保有	5	20.0	-	80.0	-	-	20.0	-	
療育手帳保有	23	52.2	34.8	60.9	13.0	17.4	8.7	-	
非保有	54	35.2	66.7	29.6	37.0	11.1	33.3	5.6	
精神保健福祉手帳保有	23	47.8	8.7	47.8	8.7	26.1	26.1	4.3	
非保有	46	37.0	73.9	37.0	37.0	10.9	32.6	4.3	
介助必要	63	46.0	50.8	41.3	25.4	12.7	33.3	1.6	
介助不要	66	42.4	59.1	43.9	40.9	21.2	27.3	3.0	

(4) 役に立っていないと感じる理由

「役に立っていない」と回答した36人に理由を尋ねると、約半数が「どんなサービスがあるのかわからない」(47.2%)と回答しています。

【総数】「役に立っていない」と回答した人

	総数	今あるサービスの中に、必要なものがない	どんなサービスがあるのかわからない	その他	無回答
全体	36	8.3	47.2	19.4	25.0
性別	男性	11.1	50.0	22.2	16.7
	女性	17	5.9	47.1	17.6

*「その他」:

- ・手続きの問題（面倒そう、時間がかかる、書類・窓口が分からない）
- ・タクシー券が欲しい
- ・三春町にないサービスがあり残念

(5) 障がい支援区分の認定を受けていますか

何らかの区分を回答した人は14.4%でした。「女性」の「区分2」が最も多くなっています。

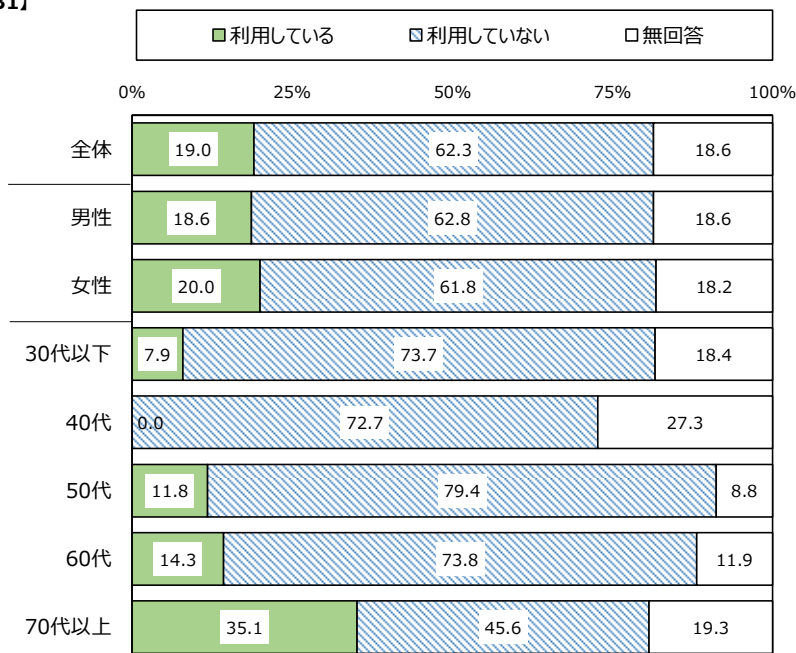
	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	無回答	
全体	231	3.5	4.8	2.6	2.2	1.3	85.7	
性別	男性	113	3.5	3.5	4.4	2.7	1.8	84.1
	女性	110	3.6	6.4	-	1.8	0.9	87.3

(6) 介護保険のサービスを利用していますか

「利用している」が19.0%、「利用していない」が62.3%、「無回答」が18.6%です。

利用者に男女差はあまりみられません、年代別でみると「70代以上」では、「60代」の倍以上の伸びがみられます。

【総数=231】



(7) 該当する要介護度

重度の「要介護4」「要介護5」の人は全体の6.8%で、「女性」で多くなっています。

【総数】介護保険のサービスを「利用している」と回答した人

		総数	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	無回答
全 体		44	15.9	9.1	25.0	15.9	6.8	4.5	2.3	20.5
性 別	男性	21	14.3	9.5	23.8	4.8	9.5	4.8	-	33.3
	女性	22	18.2	9.1	27.3	22.7	4.5	4.5	4.5	9.1

(8) 障がい福祉サービスの利用状況

①各サービスの利用状況

現在「利用している」サービスでは「⑭相談支援」が9.1%で最も多く、次いで「⑫就労継続支援」が8.7%、「⑩自立訓練」が7.8%で、以上が上位3位となっています。

ただし、全ての項目で「無回答」が7割を超えており、実態を反映しているかは不明です。

【総数】231

	利用している	利用していない	無回答	利用している人(人)
①居宅介護	6.1	17.7	76.2	14
②重度訪問介護	1.3	21.6	77.1	3
③同行援護	-	22.1	77.9	-
④行動援護	0.9	19.9	79.2	2
⑤短期入所	3.5	22.1	74.5	8
⑥重度障がい者等包括支援	0.4	21.6	77.9	1
⑦療養介護	0.4	22.1	77.5	1
⑧生活介護	3.0	19.9	77.1	7
⑨施設入所支援	1.3	21.6	77.1	3
⑩自立訓練	7.8	18.6	73.6	18
⑪就労移行支援	0.4	21.2	78.4	1
⑫就労継続支援	8.7	16.5	74.9	20
⑬共同生活援助	2.6	20.8	76.6	6
⑭相談支援	9.1	16.9	74.0	21

■「利用している人」上位3位のサービスについて

「⑭相談支援」と「⑫就労継続支援」は「男性」、「⑩自立訓練」は「女性」で高い割合となっています。また、いずれのサービスも「30代以下」での利用が高くなっています。

		⑭相談支援	⑫就労継続支援	⑩自立訓練
全 体		9.1	8.7	7.8
性 別	男性	11.5	12.4	3.5
	女性	6.4	5.5	12.7
年 代	30代以下	13.2	26.3	10.5
	40代	9.1	22.7	4.5
	50代	8.8	11.8	11.8
	60代	7.1	2.4	2.4
	70代以上	10.5	-	7.0

②「利用している人」の満足度

「満足している」が大半を占めています。全員が「満足している」と回答したのは6サービスありました。

一方、「満足していない」と回答があったのは5サービスとなっています。

【総数】「利用している」と回答した人

	総数	満足している	満足していない	無回答
①居宅介護	14	100.0	-	-
②重度訪問介護	3	100.0	-	-
③同行援護	-	-	-	-
④行動援護	2	100.0	-	-
⑤短期入所	8	87.5	12.5	-
⑥重度障がい者等包括支援	1	-	100.0	-
⑦療養介護	1	100.0	-	-
⑧生活介護	7	100.0	-	-
⑨施設入所支援	3	66.7	-	33.3
⑩自立訓練	18	72.2	5.6	22.2
⑪就労移行支援	1	100.0	-	-
⑫就労継続支援	20	80.0	20.0	-
⑬共同生活援助	6	83.3	-	16.7
⑭相談支援	21	81.0	14.3	4.8

③「利用していない人」の今後の利用意向

全体的に2割程度の人が「今後利用してみたい」と回答しています。

最も多かったのは、「⑤短期入所」(33.3%)で、以下「⑭相談支援」(30.8%)、「⑦療養介護」(25.5%)の順となっています。

なお、全体的に半数程度が「無回答」となっています。

【総数】「利用していない」と回答した人

	総数	今後利用してみたい	今後利用しない	無回答
①居宅介護	41	24.4	29.3	46.3
②重度訪問介護	50	22.0	28.0	50.0
③同行援護	51	21.6	25.5	52.9
④行動援護	46	23.9	26.1	50.0
⑤短期入所	51	33.3	17.6	49.0
⑥重度障がい者等包括支援	50	22.0	24.0	54.0
⑦療養介護	51	25.5	27.5	47.1
⑧生活介護	46	21.7	23.9	54.3
⑨施設入所支援	50	24.0	28.0	48.0
⑩自立訓練	43	20.9	30.2	48.8
⑪就労移行支援	49	12.2	36.7	51.0
⑫就労継続支援	38	10.5	36.8	52.6
⑬共同生活援助	48	18.8	27.1	54.2
⑭相談支援	39	30.8	23.1	46.2

④「今後利用してみたい人」(属性別分析)

男女共に「⑤短期入所」(男性32.1%、女性35.0%)が最も高くなっています。また「女性」は「⑭相談支援」も3割を超えています。

「⑤短期入所」は各年代で利用意向が高く、特に「30代以下」と「70代以上」で高くなっています。ほか、「40代」は「④行動援護」、「50代」は「⑪就労移行支援」、「60代」は「⑭相談支援」が最も高い状況です。

		①居宅介護	②重度訪問介護	③同行援護	④行動援護	⑤短期入所	⑥重度障がい者等包括支援	⑦療養介護
全 体		24.4	22.0	21.6	23.9	33.3	22.0	25.5
性別	男性	30.4	31.0	16.7	25.0	32.1	23.1	20.0
	女性	6.3	10.5	25.0	20.0	35.0	22.7	26.1
年代	30代以下	33.3	42.9	-	28.6	50.0	14.3	-
	40代	-	-	28.6	33.3	20.0	16.7	20.0
	50代	16.7	14.3	11.1	14.3	12.5	22.2	25.0
	60代	37.5	44.4	42.9	37.5	37.5	37.5	37.5
	70代以上	14.3	7.1	15.4	-	30.8	16.7	21.4

		⑧生活介護	⑨施設入所支援	⑩自立訓練	⑪就労移行支援	⑫就労継続支援	⑬共同生活援助	⑭相談支援
全 体		21.7	24.0	20.9	12.2	10.5	18.8	30.8
性別	男性	25.0	23.1	16.7	12.5	11.1	20.8	26.3
	女性	20.0	27.3	23.5	9.1	5.9	9.5	33.3
年代	30代以下	14.3	33.3	-	11.1	33.3	12.5	28.6
	40代	16.7	16.7	-	-	-	16.7	-
	50代	14.3	25.0	33.3	37.5	16.7	14.3	33.3
	60代	42.9	42.9	37.5	14.3	16.7	42.9	50.0
	70代以上	18.2	15.4	15.4	-	-	8.3	22.2

⑤「利用してるが満足していない理由」「今後も利用しない理由」

①居宅介護（ホームヘルプ）	
利用してるが満足していない理由	今後も利用しない理由
(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ その時にならないとわからない ・ 今の所自分でできる ・ 今の所必要無い ・ 動けている ・ 面倒だから
②重度訪問介護	
利用してるが満足していない理由	今後も利用しない理由
(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の所自分でできる ・ その時にならないとわからない ・ 必要としない ・ モラルわきまえている
③同行援護	
利用してるが満足していない理由	今後も利用しない理由
(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がいはない ・ その時にならないとわからない ・ 視力弱いが見えている
④行動援護	
利用してるが満足していない理由	今後も利用しない理由
(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ その時にならないとわからない ・ 身勝手ではない
⑤短期入所（ショートステイ）	
利用してるが満足していない理由	今後も利用しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎があれば良いのに入所記録がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その時にならないとわからない ・ ルールわきまえている
⑥重度障がい者等包括支援	
利用してるが満足していない理由	今後も利用しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思疎通が図れない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今の所必要なし ・ その時にならないとわからない ・ 老後考える
⑦療養介護	
利用してるが満足していない理由	今後も利用しない理由
(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良くなる可能性がないから ・ その時にならないとわからない ・ 寝たきりにならないように気をつける

⑧生活介護	
利用してるが満足していない理由	今後も利用しない理由
(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ その時にならないとわからない ・ 動けている
⑨施設入所支援	
利用してるが満足していない理由	今後も利用しない理由
(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分でできる ・ 足のケガはほとんど完治 ・ その時にならないとわからない ・ 動けている
⑩自立訓練（機能訓練・生活訓練）	
利用してるが満足していない理由	今後も利用しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工賃が安すぎて働く気にならないから 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分でできるだけ自分でやる ・ その時にならないとわからない ・ リハビリする所がない
⑪就労移行支援	
利用してるが満足していない理由	今後も利用しない理由
(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今は短時間働いているから ・ 高齢 ・ 働いていない ・ 一般の所は私には向いていないから
⑫就労継続支援（A型・B型）	
利用してるが満足していない理由	今後も利用しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスが不満 ・ 思うような仕事がない ・ 工賃が安すぎて働く気にならないから ・ 人間関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今は短時間働いているから ・ 高齢
⑬共同生活援助（グループホーム）	
利用してるが満足していない理由	今後も利用しない理由
(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今は必要無いから ・ 自宅ある
⑭相談支援	
利用してるが満足していない理由	今後も利用しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関わりがあまりない ・ 意思相違 ・ 困った時に相談を出来ない事があるから 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今は必要無いから ・ 事業所で利用している


(9) 充実してほしいサービス

①充実してほしいサービス（属性別分析）

「無回答」が8割おり回答したのは2割程度ですが、最も多かったのは「施設への通所・入所に関すること」(6.9%)でした。以下、「外出などの移動支援に関すること」(5.2%)、「相談支援に関すること」(3.9%)も多く挙げられています。

「施設への通所・入所に関すること」は「女性」に多くみられ、「男性」は「外出などの移動支援に関すること」が多くなっています。

ほか、年代・保有手帳・介助の必要性ごとの結果は下表の通りです。概ね「50代」、「療育手帳保有者」、「精神保健福祉手帳保有者」で「無回答」率が低く、逆に要望が多いことがわかります。



	総数	① 相談支援に関すること	② 就労支援に関すること	③ 施設への通所・入所に関すること	④ 外出などの移動支援に関すること	⑤ 在宅サービスや医療ケアに関すること	⑥ 生活訓練に関すること	⑦ 障がい者に適した住居の確保に関すること	⑧ その他	無回答	
全体	231	3.9	2.6	6.9	5.2	1.3	0.9	2.6	3.5	81.8	
性別	男性	113	5.3	3.5	4.4	6.2	1.8	-	3.5	1.8	81.4
	女性	110	2.7	1.8	9.1	4.5	0.9	1.8	1.8	5.5	81.8
年代	30代以下	38	7.9	2.6	5.3	5.3	-	-	2.6	-	84.2
	40代	22	4.5	-	4.5	4.5	-	-	9.1	4.5	86.4
	50代	34	2.9	8.8	8.8	2.9	-	2.9	2.9	8.8	73.5
	60代	42	2.4	4.8	7.1	2.4	4.8	-	4.8	2.4	83.3
	70代以上	57	3.5	-	8.8	12.3	1.8	-	-	3.5	77.2
身体障害者手帳保有	136	1.5	2.2	5.1	4.4	2.2	1.5	1.5	2.2	86.0	
非保有	20	-	5.0	15.0	10.0	-	-	5.0	-	75.0	
療育手帳保有	41	7.3	-	7.3	9.8	-	-	2.4	2.4	75.6	
非保有	90	2.2	4.4	12.2	5.6	3.3	1.1	2.2	6.7	75.6	
精神保健福祉手帳保有	54	7.4	5.6	9.3	3.7	-	-	5.6	5.6	75.9	
非保有	71	1.4	2.8	12.7	7.0	2.8	1.4	4.2	5.6	76.1	
介助必要	115	6.1	0.9	10.4	8.7	0.9	0.9	4.3	2.6	75.7	
介助不要	107	1.9	4.7	3.7	0.9	1.9	0.9	0.9	3.7	88.8	

②充実してほしいサービスの「具体的内容」

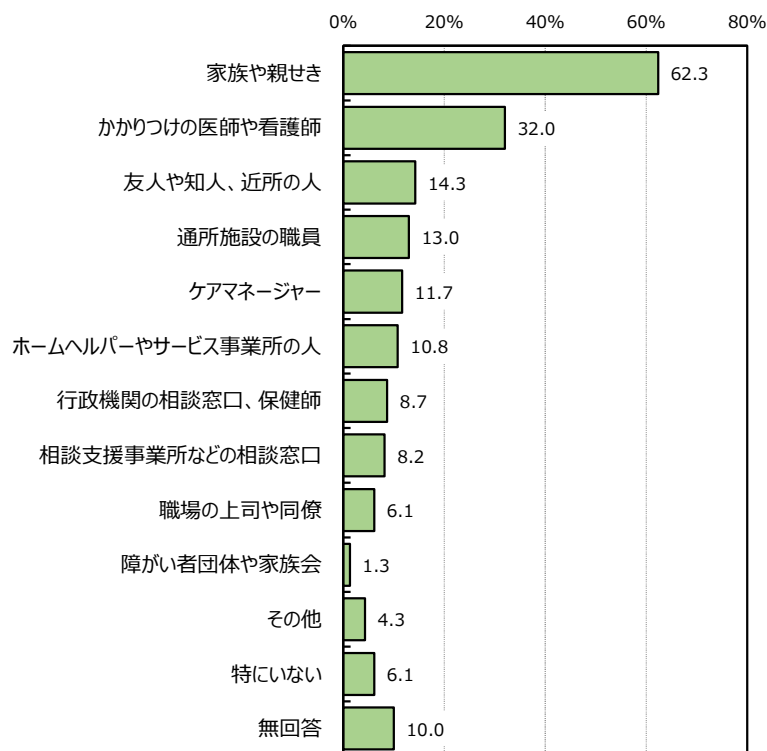
<p>①相談支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人会などに来て話をしたり、行動をしたりして欲しい ・ 常に情報提供をして欲しい ・ 電話で相談も大丈夫ですか ・ 定期的に相談に乗って欲しい ・ 夫が先に死んだときに相談先を明確に ・ 支援員を増やして欲しい
<p>②就労支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業においてコロナの影響で身障者から首切りしている話をよく聞くのでとても不安である。 ・ もっと積極的に関わって欲しい ・ 企業に適応できるか近づけたい
<p>③施設への通所・入所に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三春町内に障がい者用のグループホームや施設がない ・ 歩けなくなった時 ・ 施設に入るのにすぐ入れない。待ち日数がありすぎて。 ・ 空き情報を一元的に知りたい。一軒一軒まわるのは負担。 ・ 現介護者が介護不能に備えて ・ 家に居ては本人の成長がない為 ・ 交通費を出して欲しい ・ 安心、安全に通いたい
<p>④外出などの移動支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人で外出できない時があるため ・ 家族ではなくて外出、お出かけができればいい。 ・ 長年利用したいと思っているが、町の体制がない。 ・ 1人で移動できないので必要な時すぐに利用できるタクシーの様な利用の仕方ができると良い。 ・ 病院に通う時に必要 ・ 現介護者が介護不能に備えて ・ 専用トイレの設置 ・ 福祉車の増加
<p>⑤在宅サービスや医療ケアに関すること</p> <p>(なし)</p>
<p>⑥生活訓練に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問リハビリ ・ 寝たきりにならないよう自分みがき
<p>⑦障がい者に適した住居の確保に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の障がいが進んでいるので家族に迷惑をかけたくないので家を出たい為。 ・ 一度家のリフォームをすると上限があり越えてできず大きくなる度したくてもできないのが現状です。 ・ 今の家にあとどのくらいいられるのか ・ 地元にもっとできて欲しい
<p>⑧その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その都度ご相談お世話に。よろしくお願ひいたします。 ・ 福祉の指導員の方がそれぞれの老人会で話して欲しい ・ 1人で作品を作っているので皆で集まって教えてもらいながら創作してみたい。 ・ 面倒を見ている家族が先に亡くなった場合、残された本人の生活についてどのような方法があるのか実例など知る機会が欲しい。 ・ 新型コロナウイルスに限らず面会制限時の代替策 ・ 他の人の話が聴き取れなくて困る事が度々ある

6. 相談相手や情報収集について

(1) 困ったときの悩み等の相談相手

「家族や親せき」が62.3%で最も多く、以下、「かかりつけの医師や看護師」が32.0%、「友人や知人、近所の人」が14.3%、「通所施設の職員」が13.0%、「ケアマネージャー」が11.7%などと続いています。また6.1%の人が「特にいない」と回答しています。

【総数=231】



*「その他」：入所施設の職員、インターネット、補佐人

(2) 困ったときの悩み等の相談相手（属性別分析）

概ね性別による差はみられませんが、「男性」は「職場の上司や同僚」と「特にない」が、「女性」は「相談支援事業所などの相談窓口」がやや高くなっています。

年代別では「家族や親せき」を挙げる人が「40代」以下で多くみられます。また、「50代」以上から「特にない」と回答する人が出ています。

		家族や親せき	友人や知人、近所の人	職場の上司や同僚	ホームヘルパーやサービス事業所の人	ケアマネジャー	かかりつけの医師や看護師	通所施設の職員
全 体		62.3	14.3	6.1	10.8	11.7	32.0	13.0
性別	男性	66.4	14.2	8.0	10.6	10.6	31.9	12.4
	女性	59.1	15.5	4.5	10.9	12.7	32.7	14.5
年代	30代以下	76.3	13.2	13.2	13.2	2.6	23.7	26.3
	40代	77.3	18.2	22.7	9.1	4.5	40.9	22.7
	50代	61.8	14.7	2.9	8.8	8.8	38.2	14.7
	60代	61.9	14.3	4.8	9.5	14.3	31.0	9.5
	70代以上	54.4	14.0	1.8	10.5	15.8	29.8	7.0

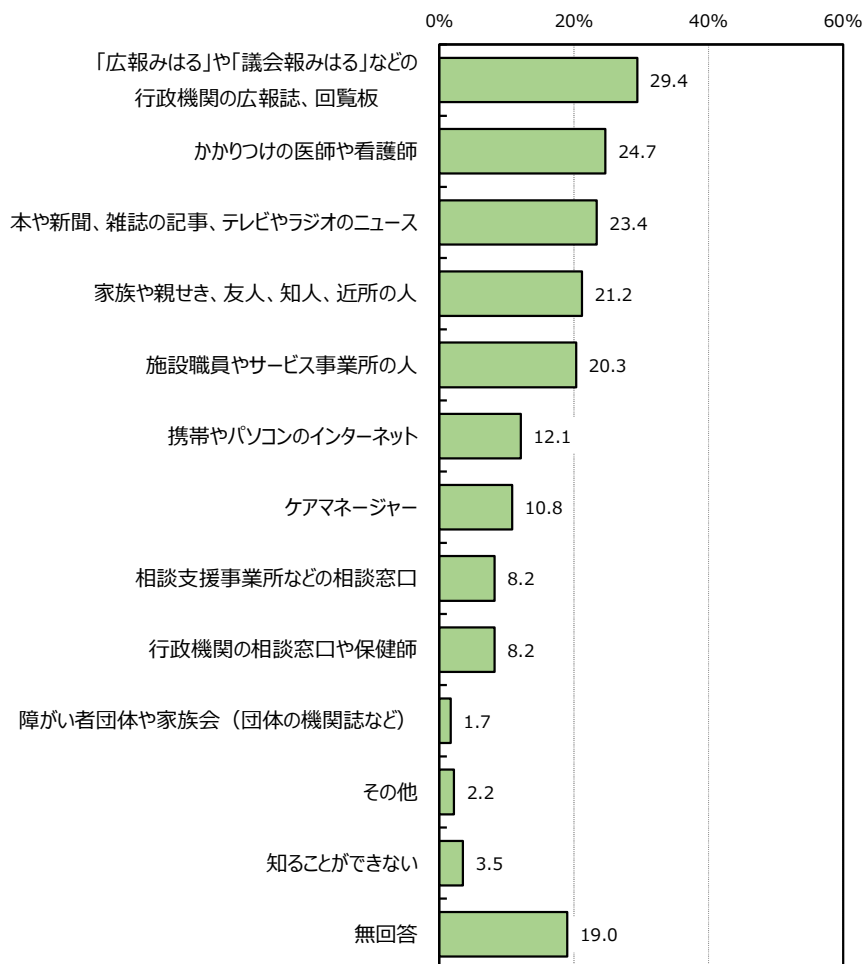
		障がい者団体や家族会	相談支援事業所などの相談窓口	行政機関の相談窓口、保健師	その他	特にない	無回答
全 体		1.3	8.2	8.7	4.3	6.1	10.0
性別	男性	0.9	7.1	8.0	3.5	8.0	5.3
	女性	0.9	10.0	9.1	5.5	4.5	13.6
年代	30代以下	2.6	18.4	7.9	-	-	7.9
	40代	4.5	9.1	9.1	4.5	-	9.1
	50代	-	8.8	5.9	8.8	5.9	5.9
	60代	-	7.1	9.5	-	11.9	9.5
	70代以上	-	5.3	8.8	8.8	8.8	12.3

(3) 障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先

「広報みはる」や「議会報みはる」などの行政機関の広報誌、回覧板」が29.4%で最も多く、以下、「かかりつけの医師や看護師」が24.7%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が23.4%、「家族や親せき、友人、知人、近所の人」が21.2%、「施設職員やサービス事業所の人」が20.3%などと続いています。

また、「知ることができない」と回答した人が3.5%いました。

【総数=231】



*「その他」：点字図書館より送られてくる点字広報ふくしま（CD）

(4) 障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先（属性別分析）

「男性」は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」と「家族や親せき、友人、知人、近所の人」、「女性」は「行政機関の広報誌、回覧板」が高い割合となっています。

年代別でみると入手先に違いがみられ、特に「30代以下」では、「家族や親せき、友人、知人、近所の人」や「施設職員やサービス事業所の人」等、対人の入手先を挙げる人が多く、さらに「知ることができない」も7.9%と他の年代に比べ高い割合となっています。

		本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	「広報みはる」や「議会報みはる」などの行政機関の広報誌、回覧板	携帯やパソコンのインターネット	家族や親せき、友人、知人、近所の人	施設職員やサービス事業所の人	ケアマネジャー	障がい者団体や家族会（団体の機関誌など）
全体		23.4	29.4	12.1	21.2	20.3	10.8	1.7
性別	男性	27.4	28.3	11.5	24.8	20.4	10.6	1.8
	女性	20.0	30.0	13.6	18.2	20.9	10.9	0.9
年代	30代以下	10.5	15.8	13.2	31.6	31.6	-	-
	40代	22.7	22.7	27.3	22.7	22.7	4.5	9.1
	50代	20.6	38.2	14.7	17.6	26.5	5.9	2.9
	60代	23.8	35.7	19.0	16.7	7.1	14.3	-
	70代以上	35.1	31.6	5.3	19.3	21.1	14.0	-

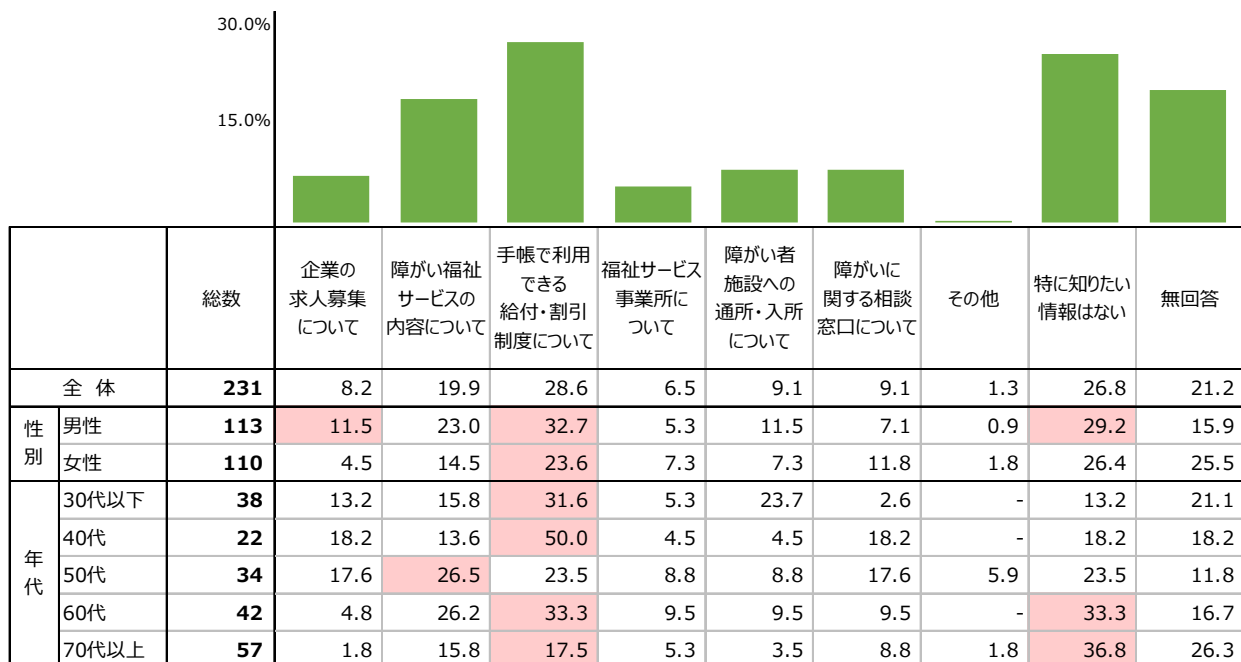
		かかりつけの医師や看護師	相談支援事業所などの相談窓口	行政機関の相談窓口や保健師	その他	知ることができない	無回答
全体		24.7	8.2	8.2	2.2	3.5	19.0
性別	男性	23.9	8.0	9.7	2.7	3.5	14.2
	女性	26.4	9.1	6.4	1.8	3.6	22.7
年代	30代以下	5.3	23.7	10.5	2.6	7.9	13.2
	40代	31.8	9.1	4.5	-	-	22.7
	50代	26.5	8.8	5.9	2.9	5.9	11.8
	60代	38.1	7.1	9.5	2.4	4.8	11.9
	70代以上	22.8	3.5	7.0	3.5	1.8	21.1

(5) 今知りたい情報

「手帳で利用できる給付・割引制度について」が28.6%で最も多く、次いで、「障がい福祉サービスの内容について」が19.9%、「障がい者施設への通所・入所について」と「障がいに関する相談窓口について」が9.1%と同率で続いています。

性別でみると「男性」では「企業の求人募集について」も高い割合となっています。

一方、「特に知りたい情報はない」は26.8%で、「男性」や「60代」以上で多くなっています。



*「その他」：企業・職労者方々の理解率、二重に見える虫のようなものが見えること

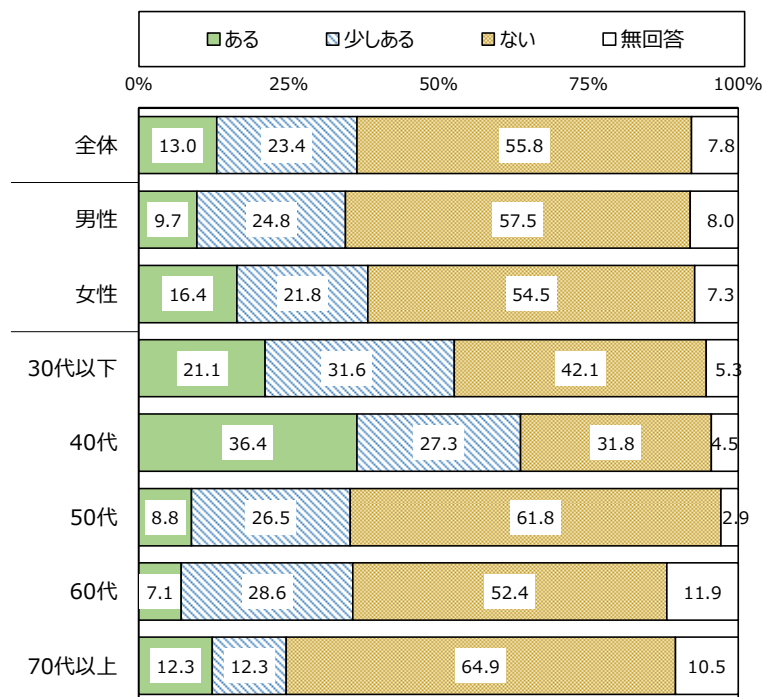
7. 障がい者の権利擁護について

(1) 障がいがあることで、差別や嫌な思いをすることの有無

「ある」(13.0%)と「少しある」(23.4%)を合わせ36.4%の人が、差別や嫌な思いをした経験が『ある』と答えています。

『ある』という人は「女性」に多く、また、年代別では「40代」以下で半数を超えています。

【総数=231】



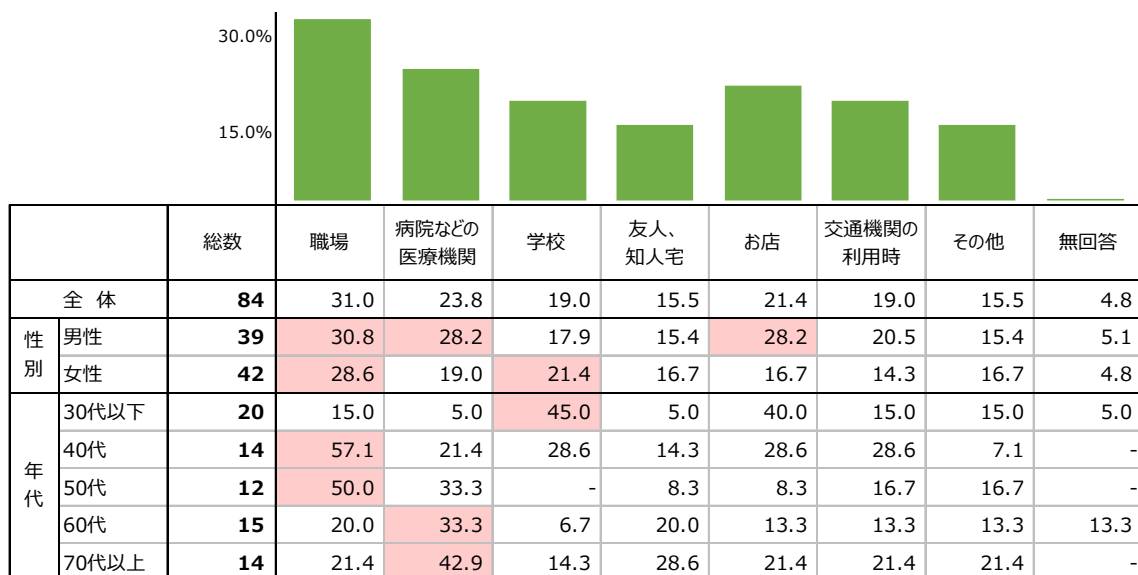
(2) 差別や嫌な思いをした場所や場面

「職場」が31.0%で最も多く、以下、「病院などの医療機関」が23.8%、「お店」が21.4%、「学校」が19.0%、「交通機関の利用時」が19.0%などと続いています。

「職場」は男女共に最も多く、次いで「男性」は「病院などの医療機関」「お店」、「女性」は「学校」が多くなっています。

年代別で見ると、年齢が上がるに連れ「学校」→「職場」→「病院などの医療機関」で高い割合となっています。

【総数】「ある」「少しある」と回答した人



*「その他」:

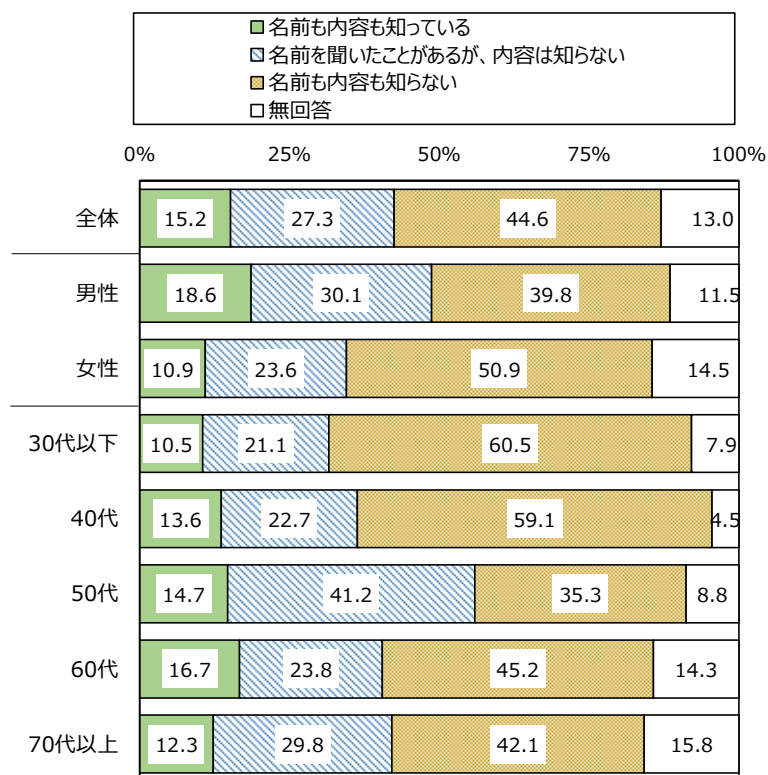
- ・カルチャーパーク
- ・挨拶などで
- ・何年も前に地域の民生委員の言葉に
- ・外出時
- ・葬儀場とか人が集まる所で会食や酒で酔っ払いが大嫌い。今はコロナだからない。
- ・地域
- ・道を歩いている時、変な目を見る。

(3) 成年後見制度の認知度

「名前も内容も知っている」は15.2%で、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(27.3%)と「名前も内容も知らない」(44.6%)を合わせると、約7割の人が『知らない』と回答しています。

『知らない』という人は「女性」で多くみられ、年代別では「40代」以下で約8割を占めています。

【総数=231】



8. 災害時の避難等について

(1) 災害時に一人で避難できますか

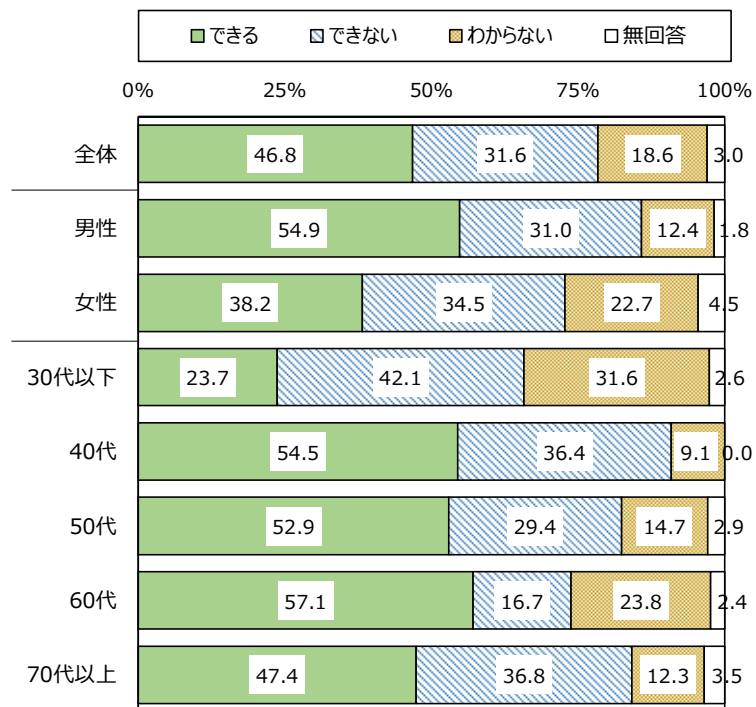
「できる」が46.8%、「できない」が31.6%、「わからない」が18.6%となっています。

半数以上の「男性」は「できる」と回答していますが、「女性」は「できる」と「できない」が約3割でほぼ同率となっています。

年代別でみると「30代以下」で「できない」割合が高く、「わからない」も3割いました。

また、「70代以上」の「できる」割合は47.4%と、「60代」より低くなっていますが、約半数は「できる」と回答しています。

【総数=231】



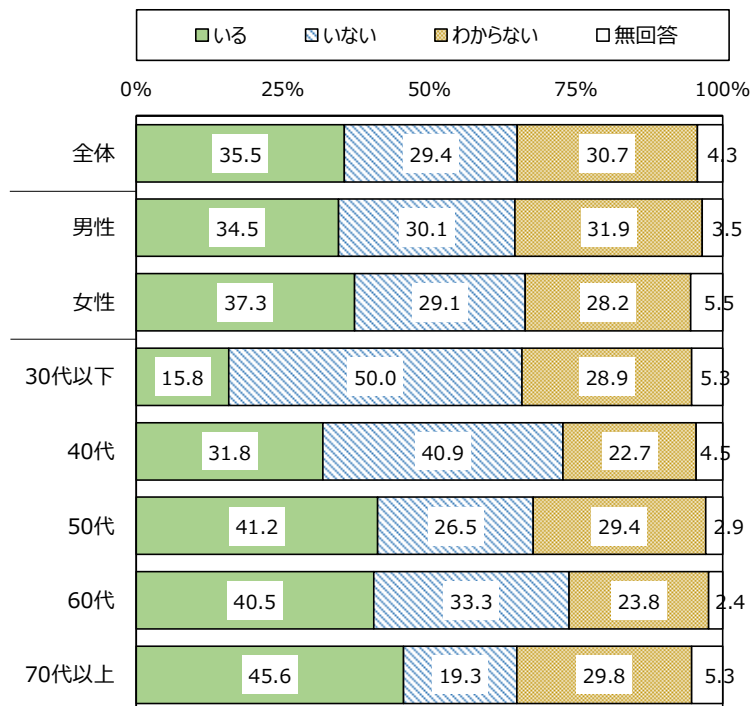
(2) 家族が不在又は一人暮らしになった場合、近所に助けてくれる人がいますか

「いる」が35.5%、「いない」が29.4%、「わからない」が30.7%で、回答は三者に分かれています。

年代別で見ると、「40代」以下で「いない」割合が高くなっていますが、「50代」以上から「いる」割合の方が増えています。

ただし、どの年代においても「わからない」と答える人が2割程いる状況です。

【総数=231】



(3) 災害時に困ること

「薬が足りなくなったり、治療が受けられなくなる」が53.7%で最も多く、「男性」「女性」共に高い割合となっています。

次いで、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が46.3%、「安全なところまで、急いで避難することができない」が42.9%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が28.6%、「救助を求めることができない」が20.8%などと続いています。

年代別でみると、「40代」以下は周囲とのコミュニケーションについて、「50代」～「60代」は医療面、「70代以上」は避難・移動に関する割合が高くなっています。

	薬が足りなくなったり、治療が受けられなくなる	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、急いで避難することができない	被害状況、避難場所などの情報を知ることができない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	
全体	53.7	10.8	11.7	20.8	42.9	19.0	28.6	46.3	
性別	男性	50.4	10.6	9.7	22.1	38.9	11.5	24.8	39.8
	女性	55.5	11.8	13.6	20.0	47.3	24.5	30.0	51.8
年代	30代以下	34.2	2.6	7.9	44.7	47.4	23.7	57.9	50.0
	40代	59.1	9.1	9.1	22.7	36.4	31.8	63.6	40.9
	50代	61.8	8.8	11.8	11.8	26.5	14.7	17.6	44.1
	60代	71.4	19.0	11.9	14.3	38.1	11.9	19.0	50.0
	70代以上	47.4	7.0	12.3	19.3	56.1	22.8	15.8	36.8

	その他	特にない	無回答	
全体	1.7	13.4	6.1	
性別	男性	1.8	15.0	6.2
	女性	1.8	12.7	6.4
年代	30代以下	-	15.8	7.9
	40代	4.5	18.2	-
	50代	5.9	5.9	2.9
	60代	-	7.1	4.8
	70代以上	1.8	21.1	7.0

*「その他」:

- ・自分は運転できないので移動するとき困るかもしれない。
- ・人が沢山居るところと一緒に居る事ができない。

三春町障がい福祉サービスに関するアンケート調査結果

《障がい児編》

この調査は、第2期三春町障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい福祉サービスの需要量及び供給量の推計の参考とするため実施しました。

実施時期	令和2年8月～9月
調査集計	令和2年11月
対象者	18歳未満の障害者手帳を保有している者のうち、無作為抽出した95名を対象としています。
調査方法	個人への郵送によりアンケート形式
回収結果	<配布件数> 95件 <回収件数> 38件(54.3%) 内 有効回答数38件(54.3%) 無効回答数0件
調査結果	以下の通り ※表記注意点 ・ゼロは「-」で表記しています。

回答者

「本人」の回答が10.5%、「家族」の回答は86.8%となっています。
年齢別でみると、「本人」の回答は「10歳」以上の3人となっています。

	総数	本人	家族	家族以外の 介助者	無回答	
全体	38	10.5	86.8	-	2.6	
年齢	0～4歳	5	-	100.0	-	-
	5～9歳	18	-	100.0	-	-
	10～14歳	6	16.7	66.7	-	16.7
	15～19歳	7	28.6	71.4	-	-
	無回答	2	50.0	50.0	-	-

1. 世帯属性

(1) 性別

「男性」が26人（68.4%）、「女性」が12人（31.6%）で「男性」が多くなっています。

		総数	男性	女性
全 体		38	68.4	31.6
年 齢	0～4歳	5	80.0	20.0
	5～9歳	18	66.7	33.3
	10～14歳	6	50.0	50.0
	15～19歳	7	71.4	28.6

(2) 年齢

「5～9歳」が47.4%で最も多く、約半数を占めています。男女別でも同様の傾向です。

		総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	無回答
全 体		38	13.2	47.4	15.8	18.4	5.3
性 別	男性	26	15.4	46.2	11.5	19.2	7.7
	女性	12	8.3	50.0	25.0	16.7	-

(3) 居宅の種類

「一般住宅」が92.1%、「アパート」は5.3%、施設等はありませんでした。

		総数	一般住宅	アパート	障がい児 入所施設	病院	その他	無回答
全 体		38	92.1	5.3	-	-	2.6	-

*「その他」：団地

(4) 家族人数

「5人以上」が59.5%で半数以上を占めています。

【総数】居宅の種類「一般住宅」「アパート」と回答した人

		総数	2人	3人	4人	5人以上	無回答
全 体		37	2.7	8.1	29.7	59.5	-

(5) 同居者

「父親」がいない世帯が2世帯、「母親」がいない世帯が1世帯ありました。

「その他」は4世帯で、「曾祖父」又は「曾祖母」となっています。

【総数】居宅の種類「一般住宅」「アパート」と回答した人

		総数	父親	母親	兄弟・姉妹	祖父	祖母	親の兄弟 (おじさん・ おばさん)	その他	無回答
全 体		37	94.6	97.3	75.7	37.8	54.1	8.1	10.8	-

*「その他」：曾祖父、曾祖母

(6) 居住地区

「岩江」が32.4%で最も多く、次いで「沢石」の16.2%となっています。

【総数】居宅の種類「一般住宅」「アパート」と回答した人

	総数	大町	中町	八幡町	荒町	北町	新町	八島台	沢石
全体	37	-	2.7	2.7	2.7	-	13.5	5.4	16.2

要田	御木沢	岩江	中妻	中郷	無回答
2.7	2.7	32.4	5.4	13.5	-

2. 障がいの状況について

(1) 身体障害者手帳の保有状況

半数が「持っていない」と回答しています。保有者では「1級」が2人、「2級」と「3級」が各1人です。

なお、「無回答」が39.5%と多い結果となりました。

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	持っていない	無回答
全体	38	5.3	2.6	2.6	-	-	-	50.0	39.5

(2) 身体障がいの内容（障がい別）

「肢体不自由（上肢機能障がい）」と「肢体不自由（下肢機能障がい）」が各2人、「聴覚障がい」と「体幹機能障がい」が各1人となっています。（複数回答）

【総数】身体障害者手帳1～6級と回答した人

	総数	視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由（上肢機能障がい）	肢体不自由（下肢機能障がい）	体幹機能障がい	内部障がい（心臓・じん臓・小腸・肝臓・呼吸器）	無回答
全体	4	-	25.0	-	50.0	50.0	25.0	-	-

(3) 療育手帳の保有状況

半数が「持っていない」と回答しています。保有者では「A判定」が3人、「B判定」が8人で、「B判定」が多くなっています。

	総数	A	B	持っていない	無回答
全体	38	7.9	21.1	52.6	18.4

(4) 精神保健福祉手帳の保有状況

半数が「持っていない」と回答しており、保有者は「2級」の2人のみとなっています。ここでも「無回答」が42.1%で高い割合となっています。

	総数	1級	2級	3級	持っていない	無回答
全体	38	-	5.3	-	52.6	42.1

(5) 難病認定の状況

「認定を受けている」人は2人です。

	総数	受けている	受けていない	無回答
全体	38	5.3	94.7	-

(6) 発達障がいとして診断されたことの有無

「診断されたことがある」人は32人です。

	総数	ある	ない	無回答
全体	38	84.2	13.2	2.6

(7) 現在、受けている医療的ケア

「無回答」を「受けていない」とみると、「受けている」人は少なく、「吸引」「服薬管理」「その他（インスリン自己注射）」の各1人となっています。

	総数	気管切開	人工呼吸器 (レスピレーター)	吸入	吸引	胃ろう又は 腸ろうによる 経管栄養	鼻腔経管 栄養	透析	中心静脈 栄養 (IVH)
全体	38	-	-	-	2.6	-	-	-	-

カテーテル 留置	服薬管理	ストマ (人工肛門・ 人工膀胱)	その他	無回答
-	2.6	-	2.6	92.1

*「その他」：インスリン自己注射

3. 生活状況について

(1) 普段の生活について介助の必要性

「一部介助が必要」または「全部介助が必要」と回答した人を『介助は必要』に集計しております。

『介助は必要』は89.5%で、「女性」で割合が高くなっています。

	総数	介助は必要	介助は不要	無回答
全体	38	89.5	7.9	2.6
性別				
男性	26	88.5	11.5	-
女性	12	91.7	-	8.3

(2) 介助が必要なもの

『介助が必要』なものは、多い順に「⑩薬の管理」(86.8%)、「⑨お金の管理」(78.9%)、「⑦外出」(47.4%)、「③入浴」(31.6%)となっています。

一方、「ひとりでできる」ものは、「⑥家の中の移動」(86.8%)が最も多く、次いで「①食事」と「④着替え」が同率(81.6%)で続いています。

	総計	ひとりでできる	一部介助が必要	全部介助が必要	無回答	介助が必要計
①食事	38	81.6	5.3	5.3	7.9	10.5
②トイレ	38	65.8	21.1	5.3	7.9	26.3
③入浴	38	60.5	26.3	5.3	7.9	31.6
④着替え	38	81.6	5.3	5.3	7.9	10.5
⑤身だしなみ	38	65.8	21.1	7.9	5.3	28.9
⑥家の中の移動	38	86.8	2.6	2.6	7.9	5.3
⑦外出	38	44.7	31.6	15.8	7.9	47.4
⑧コミュニケーションや対話	38	55.3	31.6	7.9	5.3	39.5
⑨お金の管理	38	18.4	34.2	44.7	2.6	78.9
⑩薬の管理	38	7.9	39.5	47.4	5.3	86.8

(3) 主な介護者

「父親」が100%、「母親」が88.2%です。それ以外を挙げた人はいませんでした。

【総数】「一部介助が必要」「全部介助が必要」と回答した人

	総数	父親	母親	兄弟・姉妹	祖父	祖母	親の兄弟 (おじさん・おばさん)	ホームヘルパー	施設の職員
全体	34	100.0	88.2	-	-	-	-	-	-

その他	無回答
-	-

(4) 主な介護者の年代

ほとんどが「65歳未満」ですが、「65～74歳」が2人います。

【総数】「一部介助が必要」「全部介助が必要」と回答した人

	総数	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85歳以上	無回答
全体	34	82.4	5.9	-	-	11.8

4. 日中活動について

(1) 日常の過ごし方

「一般の高校・小中学校に通っている」が47.4%で最も多く、以下、「幼稚園・保育園・認定こども園へ通っている」が34.2%、「特別支援学校(小・中・高等部)に通っている」が13.2%などと続いています。

	総数	一般の 高校・小中 学校に通っ ている	特別支援学 校(小・中・ 高等部)に 通っている	大学・専門 学校・職業 訓練校など へ通っている	幼稚園・保 育園・認定 こども園へ 通っている	障がい児 通所施設へ 通っている	入所している 施設や 病院で 過ごしている	自宅にいる	その他	無回答
全体	38	47.4	13.2	-	34.2	2.6	-	-	2.6	-

*「その他」：特別支援学級

(2) 外出(移動)する際、困ること

「無回答」(65.8%)を除くと約3割の人が何らかの困りごとを挙げています。

最も多かったのは「車、バス、電車などの乗り降り」が18.4%で、次いで、「バスや電車などの交通機関が、運行する本数が少ない」が15.8%、「道路や駅などに段差や階段が多い」と「自宅からバス停留所や駅までの距離が遠い」が共に10.5%で続いています。

	総数	車、バス、 電車などの 乗り降り	道路や駅な どに段差や 階段が多い	バスや電車 などの交通 機関が、運 行する本数 が少ない	自宅からバス 停留所や 駅までの 距離が遠い	一緒に外出 (移動) してくれる 介助者等が いない	お金がかかる	その他	無回答
全体	38	18.4	10.5	15.8	10.5	5.3	5.3	5.3	65.8

*「その他」：おむつ交換の場所が少ない、三春は買い物に行くお店が少ない

5. 福祉サービスの利用について

(1) 障害者手帳は役に立っていますか

「障害者手帳」を保有している17人のうち、手帳が「役に立っている」と回答（役に立っているサービスを選択）したのは88.2%、「役に立っていない」と回答したのは23.5%となっています。なお、設問は複数回答のため、双方回答した人（17.6%）が含まれています。

	総数	役に立っている	役に立っていない	無回答
障害者手帳保有	17	88.2	23.5	5.9
非保有	16			
無回答	5			

(2) 役に立っているサービス

「障がい年金・各種手当の受給」が64.7%で最も多く、以下、「各種料金の減免を受ける」が58.8%、「障がい福祉サービスの利用」が35.3%の順となっています。

また、「各種料金の減免」では「各種施設の入館料割引」が70.0%で最も多くなっています。

【総数】「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神保健福祉手帳」を保有していると回答した人

	総数	医療費の補助	道具や材料の購入費、透析の通院費の補助	障がい年金・各種手当の受給	各種料金の減免	障がい福祉サービスの利用	その他	役に立っていない	無回答
全体	17	5.9	5.9	64.7	58.8	35.3	5.9	23.5	5.9

*「その他」：補装具の減額



【総数】「各種料金の減免を受ける」と回答した人

	総数	公共交通機関の運賃減免	自動車税の減免	各種施設の入館料割引	有料道路通行料金の減免	携帯電話基本使用料の割引	NHK放送受信料の減免	その他	無回答
全体	10	40.0	50.0	70.0	50.0	-	-	-	10.0

(3) 役に立っていないと感じる理由

「役に立っていない」と回答した4人に理由を尋ねると、全員が「どんなサービスがあるのかわからない」と回答しています。

【総数】「役に立っていない」と回答した人

	総数	今あるサービスの中に、必要なものがない	どんなサービスがあるのかわからない	その他	無回答
全体	4	-	100.0	-	-

(4) 障がい児福祉サービスの利用状況

①各サービスの利用状況

「無回答」が多く留意すべき項目となっています。

現在、利用しているサービスとしては、「①児童発達支援」(44.7%)が最も多く、次いで「③放課後等デイサービス」(36.8%)、「⑤相談支援」(28.9%)の順となっています。

【総数】38

	利用している	利用していない	無回答	利用している人(人)
①児童発達支援	44.7	34.2	21.1	17
②医療型児童発達支援	10.5	42.1	47.4	4
③放課後等デイサービス	36.8	31.6	31.6	14
④保育所等訪問支援	2.6	47.4	50.0	1
⑤相談支援	28.9	31.6	39.5	11

②「利用している人」の満足度

利用者のほとんどが「満足している」と回答しています。

「満足していない」は「④保育所等訪問支援」の1人で、下記理由を挙げています。

【総数】「利用している」と回答した人

	総数	満足している	満足していない	無回答
①児童発達支援	17	100.0	-	-
②医療型児童発達支援	4	100.0	-	-
③放課後等デイサービス	14	100.0	-	-
④保育所等訪問支援	1	-	100.0	-
⑤相談支援	11	90.9	-	9.1

*「満足していない」理由：

④保育所等訪問支援：一般的な一時的な様子だけで判断されてしまうのは困る

③「利用していない人」の今後の利用意向

「今後利用してみたい」サービスでは、「⑤相談支援」(50.0%)、「③放課後等デイサービス」(41.7%)が高い割合となっています。

また、「今後も利用しない」では3サービスで下記理由を挙げています。

ここでも、「無回答」が多い点にご留意ください。

【総数】「利用していない」と回答した人

	総数	今後利用してみたい	今後も利用しない	無回答
①児童発達支援	13	7.7	46.2	46.2
②医療型児童発達支援	16	12.5	43.8	43.8
③放課後等デイサービス	12	41.7	25.0	33.3
④保育所等訪問支援	18	22.2	27.8	50.0
⑤相談支援	12	50.0	16.7	33.3

*「今後も利用しない」理由：

- ①児童発達支援：必要性を感じない
- ②医療型児童発達支援：必要性を感じない
- ③放課後等デイサービス：近所に施設が無い

(5) 充実してほしいサービス

「無回答」は44.7%で、約半数の人が何らかの要望を挙げています。最も多かったのは「進学に関すること」で34.2%、次いで「学校や保育園などへの訪問指導」が15.8%、「相談支援に関すること」が13.2%となっています。

なお、具体的な内容は下記の通りです。

	総数	① 相談支援に関すること	② 施設への通所・入所に関すること	③ 学校や保育園などへの訪問指導	④ 外出などの移動支援に関すること	⑤ 在宅サービスや医療ケアに関すること	⑥ 生活訓練に関すること	⑦ 進学に関すること	⑧ その他	無回答
全体	38	13.2	5.3	15.8	7.9	-	7.9	34.2	7.9	44.7

* (具体的に) :

③学校や保育園などへの訪問指導

- ・療育と保育所で出来ている事と出来ていない事を共有し、子供のフォローもしてほしい。
- ・学校と療育施設双方の先生方が共有しながら療育を受けられる指導
- ・先生達が子供の発達を指摘するばかりで子供への関わりを分かっている

④外出などの移動支援に関すること

- ・デイサービスへの送迎

⑦進学に関すること

- ・個別教育の充実
- ・障がいがある子供用の進学までの流れが分かる資料等があれば、進学までスムーズにいけると思う。
- ・小学校での学問について
- ・手すりやスロープの設備
- ・進学時のアドバイスやどのような選択が出来るのか教えてもらいたい

⑧その他

- ・放課後等デイサービスの数をもっと増やしてほしい
- ・高校生になったらどの放課後デイサービスを利用出来るか分からない
- ・高校卒業後利用出来る施設（就労B）の一覧

6. 相談相手や情報収集について

(1) 困ったときの悩み等の相談相手

「家族や親せき」と「通所施設の職員」が共に63.2%で最も多く、次いで「学校や学校の先生」が42.1%で、上位3位となっています。以下、「かかりつけの医師や看護師」が31.6%、「友人や知人、近所の人」が26.3%などと続いています。

「特にいない」と回答した人は無く、誰かしら相談相手がいることが分かります。

【総数】38

	家族や親せき	友人や知人、近所の人	職場の上司や同僚	ホームヘルパーやサービス事業所の人	相談支援員	かかりつけの医師や看護師	通所施設の職員	障がい者団体や家族会
全体	63.2	26.3	5.3	10.5	18.4	31.6	63.2	-

相談支援事業所などの相談窓口	行政機関の相談窓口、保健師	学校や学校の先生	その他	特にいない	無回答
2.6	10.5	42.1	5.3	-	-

*「その他」：病院の心理士、保健士

(2) 障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先

「施設職員やサービス事業所の人」が50.0%で最も多く、次いで「学校や学校の先生」と「携帯やパソコンのインターネット」が共に31.6%で続いています。

なお、「知ることができない」と回答した人が1人いました。

【総数】38

	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	「広報みはる」や「議会報みはる」などの行政機関の広報誌、回覧板	携帯やパソコンのインターネット	家族や親せき、友人、知人、近所の人	施設職員やサービス事業所の人	学校や学校の先生	障がい者の団体や家族会（団体の機関誌など）	かかりつけの医師や看護師
全体	13.2	18.4	31.6	21.1	50.0	34.2	-	31.6

相談支援事業所などの相談窓口	行政機関の相談窓口や保健師	その他	知ることができない	無回答
2.6	26.3	2.6	2.6	2.6

*「その他」：三春町のホームページ

(3) 今知りたい情報

「将来の進路について」が60.5%で最も多く、以下、「手帳で利用できる給付・割引制度について」が42.1%、「障がい福祉サービスの内容について」が23.7%などと続いています。

一方、「特に知りたい情報はない」と回答する人が4人いました。

【総数】38

	障がい福祉サービスの内容について	手帳で利用できる給付・割引制度について	福祉サービス事業所について	将来の進路について	障がい者施設への通所・入所について	障がいに関する相談窓口について	その他	特に知りたい情報はない	無回答
全体	23.7	42.1	7.9	60.5	7.9	7.9	5.3	10.5	7.9

*「その他」：

- ・将来のお金のこと
- ・療育手帳の申請で「Drの指示があるなら作ります」とだけ言われた。具体的にどのような人が利用出来、手帳を持つことが出来るのか知りたい。

7. 障がい者の権利擁護について

(1) 障がいがあることで、差別や嫌な思いをすることの有無

「ある」(18.4%)と「少しある」(28.9%)を合わせ47.3%の人が、差別や嫌な思いをした経験が『ある』と答えています。

	総数	ある	少しある	ない	無回答
全体	38	18.4	28.9	52.6	-

(2) 差別や嫌な思いをした場所や場面

『ある』と回答した18人に、その場所や場面を尋ねると、最も多いのは「幼稚園・保育所・学校」で61.1%、次いで、「遊び場」と「お店」が共に27.8%となっています。

【総数】「ある」「少しある」と回答した人

	総数	病院などの医療機関	遊び場	幼稚園・保育所・学校	友人、知人宅	お店	交通機関の利用時	その他	無回答
全体	18	16.7	27.8	61.1	11.1	27.8	5.6	11.1	-

*「その他」:

- ・町の健診
- ・パニックによる言動で周囲に嫌な気持ちにさせていると思い、自分自身も良い気はしない。

(3) 成年後見制度の認知度

「名前も内容も知っている」は21.1%で、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(34.2%)と「名前も内容も知らない」(42.1%)を合わせると、約7割強の人が『知らない』と回答しています。

	総数	名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答
全体	38	21.1	34.2	42.1	2.6

8. 災害時の避難等について

(1) 災害時に一人で避難できますか

「できない」が63.2%、「わからない」が18.4%となっています。

	総数	できる	できない	わからない	無回答
全体	38	15.8	63.2	18.4	2.6

(2) 家族が不在又は一人暮らしになった場合、近所に助けてくれる人がいますか

「いる」が34.2%、「いない」が15.8%となっています。
また、約半数の人が「わからない」(47.4%)と回答しています。

	総数	いる	いない	わからない	無回答
全体	38	34.2	15.8	47.4	2.6

(3) 災害時に困ること

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が44.7%で最も多く、以下、「周囲とコミュニケーションがとれない」が31.6%、「安全なところまで、急いで避難することができない」が28.9%などと続いています。「その他」は4人おり、内容は下記の通りです。

【総数】38

	薬が足りなくなったり、治療が受けられなくなる	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、急いで避難することができない	被害状況、避難場所などの情報を知ることができない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安
全体	15.8	-	5.3	21.1	28.9	21.1	31.6	44.7

その他	特になし	無回答
10.5	21.1	5.3

*「その他」:

- ・パニックになり一人で行動できるか不安
- ・岩江センターに全員入れるのか？場所が狭いので考えてほしい。
- ・食事が困難（通常食が食べられないため）
- ・食事とインスリンの自己注・低血糖時の対応など

第6期 三春町障がい福祉計画
第2期 三春町障がい児福祉計画
令和3年3月作成

編集 三春町 保健福祉課

発行 三春町

〒963-7756

福島県田村郡三春町字南町1番地

電話 0247-62-2111 (代表)

0247-62-3166 (直通)

FAX 0247-62-0202

E-mail fukushi@town.miharu.fukushima.jp